令和8年度

鳥獣保護区等区域説明

神奈川県

鳥獣保護区等区域説明　目次

１　鳥獣保護区

		ページ
(1)	城ヶ島	1
(2)	仏果山	1
(3)	こどもの国	1
(4)	小倉山	1
(5)	仙洞寺	1
(6)	谷山	1
(7)	箱根	1
(8)	丹沢大山	1
(9)	津久井	3
(10)	茨菰山	4
(11)	神武寺	4
(12)	真鶴半島	4
(13)	江の島	4
(14)	鎌倉	4
(15)	大楠山	4
(16)	高麗山	5
(17)	大雄山	5
(18)	木もれびの森	5
(19)	富岡	5
(20)	三渓園	5
(21)	おおいそ学園愛護林	5
(22)	浅野学園愛護林	5
(23)	石垣山愛護林	5
(24)	上郷	5
(25)	飯島	5
(26)	下永谷	5
(27)	円海山	5
(28)	名倉	6
(29)	観音崎	6
(30)	生田緑地	6
(31)	小鮎愛護林	6
(32)	北足柄愛護林	6
(33)	多摩川	6
(34)	目久尻川沿い緑地公園	6
(35)	根岸	6
(36)	三ッ池公園	6
(37)	峯市民の森	6
(38)	横浜児童遊園地	6
(39)	緑ヶ丘・東高根	6
(40)	三島社	6
(41)	了義寺	6
(42)	南足柄丸太の森	6
(43)	聖園愛護地区	6
(44)	等々力緑地	7
(45)	夢見ヶ崎	7
(46)	大明寺	7
(47)	久良岐	7
(48)	こども自然公園	7
(49)	大野山	7
(50)	丹沢湖	7
(51)	二子山	7
(52)	田浦大作	7
(53)	21世紀の森	7
(54)	いこいの森	7
(55)	相模原	7
(56)	明治学院	7
(57)	みのげ	7
(58)	大磯城山	7
(59)	小松ヶ池	7
(60)	一色	8
(61)	県立四季の森公園	8
(62)	上和田野鳥の森	8
(63)	樫原	8
(64)	八菅山	8
(65)	大庭城址	8
(66)	泉の森	8
(67)	新林公園・川名緑地	8
(68)	弘法山公園	8
(69)	立野緑地	9
(70)	足柄ふれあいの村	9
(71)	鴨池公園	9
(72)	ウィトリッヒの森	9
(73)	まさかりが淵	9
(74)	飯山白山森林公園	9
(75)	長屋門公園	9
(76)	道保川公園	9
(77)	吾妻山公園	9
(78)	舞岡公園	9
(79)	長浜公園	9
(80)	県立谷戸山公園	9
(81)	引地川沿い緑地	9
(82)	豊顕寺市民の森	9
(83)	称名寺市民の森	9
(84)	相模川・八瀬川沿い緑地	9
(85)	境川沿い緑地	9
(86)	県立秦野戸川公園	9
(87)	星ヶ山公園	9
(88)	幕山公園	9
(89)	城山公園	9
(90)	綱島市民の森	9
(91)	熊野神社市民の森	9
(92)	城南緑地	9
(93)	南本宿市民の森	9
(94)	獅子ケ谷市民の森	9
(95)	少年の森	10
(96)	小机城址市民の森	10
(97)	あいかわ公園	10
(98)	宮ヶ瀬湖	10

ページ
(99) 松茸山 …… 10
(100) 酒匂川 …… 10
(101) 鴨居原市民の森 …… 10
(102) 小網代の森 …… 10

2 休猟区

該当なし …… 10

3 特定猟具使用禁止区域（銃器）

(1) 真鶴半島 …… 10
(2) 向原 …… 10
(3) 中沢原 …… 11
(4) 青根 …… 11
(5) 弘法山 …… 11
(6) 横浜 …… 11
(7) 寒川 …… 11
(8) 長竹 …… 11
(9) 生沢・一色 …… 11
(10) 土屋 …… 11
(11) 中川 …… 11
(12) 藤沢綾瀬 …… 12
(13) 東京カントリー倶楽部 …… 12
(14) 中井 …… 12
(15) 相模川河口 …… 12
(16) 内山 …… 12
(17) 伊勢原 …… 12
(18) 平塚相模川 …… 13
(19) 酒匂川サイクリングコース …… 13
(20) 大和 …… 13
(21) 川崎 …… 13
(22) 東京湾岸 …… 13
(23) 三崎 …… 14
(24) 相模原・城山 …… 14
(25) 海老名 …… 14
(26) 秦野 …… 14
(27) 小田原城カントリー倶楽部 …… 15
(28) 川西 …… 15
(29) 茅ヶ崎 …… 15
(30) 高尾 …… 15
(31) 三浦半島 …… 15
(32) 大観山 …… 16
(33) 座間 …… 16
(34) 愛川 …… 16
(35) 又野 …… 16
(36) 平塚大磯 …… 16
(37) 小田原 …… 17
(38) 小田原湯本ゴルフ場 …… 18
(39) 厚木 …… 18
ページ
(40) 谷峨 …… 20
(41) 震生湖 …… 20
(42) チェックメイト …… 20
(43) 二宮 …… 20
(44) 共和 …… 20
(45) 半原田代 …… 20
(46) 南足柄 …… 20
(47) 金目川 …… 20
(48) 松田 …… 21
(49) 山北 …… 21
(50) 開成 …… 21
(51) 湘南国際村 …… 21
(52) 寸沢嵐 …… 21
(53) 萱沼・弥勒寺地区 …… 21
(54) 篠窪 …… 21
(55) 湯河原 …… 21
(56) 浅間山 …… 22
(57) 青野原 …… 22
(58) 湯の沢 …… 22
(59) 中津川 …… 22
(60) 大井・山田 …… 22
(61) 松本上 …… 23
(62) 立花学園大井総合グランド …… 23
(63) 平塚北部 …… 23
(64) 中津川塩川滝 …… 23
(65) 大磯運動公園 …… 23
(66) 大島・大神 …… 23
(67) 中井・鴨沢 …… 23
(68) 大井・赤田 …… 24
(69) 伊勢原市総合運動公園 …… 24
(70) 鳥屋 …… 24
(71) 万台こゆるぎの森 …… 24
(72) 宮ヶ瀬 …… 24
(73) 煤ヶ谷 …… 24

4 特定猟具使用禁止区域（わな）

該当なし …… 24

5 指定猟法禁止区域

(1) 酒匂川上流域鉛散弾規制地域 …… 25

1　鳥獣保護区

(1)　城ヶ島鳥獣保護区

三浦市城ケ島全島及び同島沿岸から200メートル以内の海域

(2)　仏果山鳥獣保護区

愛甲郡清川村のうち、県道宮ケ瀬愛川と同郡愛川町と同村との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進み同村と厚木市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み県道厚木清川との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道伊勢原津久井との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道宮ケ瀬愛川との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線により囲まれた区域から宮ケ瀬湖湖面を除いた区域

(3)　こどもの国鳥獣保護区

横浜市青葉区及び川崎市麻生区のうち、横浜市青葉区奈良町700番地のこどもの国正門前を起点とし、同所から県道真光寺長津田線を北に進み同町2,079の2番地に至り、同所から東に延ばした直線上を進み横浜市と東京都町田市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み横浜市と川崎市と町田市の境界線の交点に至り、同所から川崎市と町田市の境界線を西に進み川崎市道上麻生2号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み麻生橋及び亀井橋を経て県道横浜上麻生線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み川崎市道下麻生37号との交点に至り、同所から同市道を西に進み鶴見川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南に進み横浜市道鴨志田方面特1号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み横浜市道1642号との交点に至り、同所から同市道を西に進み横浜市道1641号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み横浜市道乙156号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道真光寺長津田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(4)　小倉山鳥獣保護区

相模原市緑区のうち、小倉山国有林及び志田山国有林の区域

(5)　仙洞寺鳥獣保護区

相模原市緑区のうち、青野原国有林、鳥屋仙洞寺山国有林及び青山仙洞寺山国有林の区域

(6)　谷山鳥獣保護区

相模原市緑区のうち、谷山国有林の区域

(7)　箱根鳥獣保護区

県道湯河原箱根仙石原と五段の滝との交点を起点とし、同県道を梅園橋まで進み、同所から辰沢を遡り、県道湯河原箱根仙石原との交点に至り、同所から同県道を箱根方面に進み、大観山の北側を経て、大観山に通ずる山道との交点に至り、同所から同山道を北西に進み箱根新道との交点に至り、同所から同新道を北東に進み須雲川との交点に至り、同所から須雲川左岸に沿って東に進み箱根新道との交点に至り、同所から同新道を東に進み国道1号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み小田原市と箱根町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み塔ノ峰頂上に至り、同所から山道を北東に進み塔ノ峰頂上から直線距離にして100メートルの地点に至り、同所からりょう線に沿って(りょう線から100メートルの間隔をとり)北西に進み神奈川県と静岡県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み乙女峠、長尾峠、海ノ平、箱根峠、鞍掛山及び湯河原峠を経て、民有林と国有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み池峰へ通ずる山道との交点に至り、同所から同山道を北に進み池峰林道に至り、同林道を北へ約500メートル進み、同所から尾根を東に進んで起点に至る線により囲まれた区域

(8)　丹沢大山鳥獣保護区

相模原市緑区、秦野市、厚木市、伊勢原市、足柄上郡松田町及び山北町並びに愛甲郡清川村のうち、足柄上郡山北町の世附川と大又沢との合流点を起点とし、同所から同沢を北西に進み山北町三保財産区と民有林との境界との交点に至り、同所から同境界に沿って北東に進み国有林界との交点に至り、同所から同国有林界を東に進み権現山を経て県有林山北管理区1林班と同管理区2林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み民有林との境界との交点に至り、同所から同管理区2林班と民有林との境界を北に進み同財産区と同管理区3林班との境界との交点に至り、同所から同境界を北に進み鬼石沢との合流点に至り、同所から同沢を西に進み地獄沢との合流点に至り、同所から同沢を北西に進み国有林神奈川森林計画区139林班と同計画区140林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を北西に進み同計画区139林班のぬ小班とり2小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み同計画区139林班のぬ小班とり1小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み同計画区138林班と同計画区139林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み同計画区137林班と同計画区139林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み同計画区137林班のち小班とと小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を西に進み同林班のと小班とり小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を西に進み同計画区137林班と同計画区136林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を北に進み同林班のろ小班とり小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を西に進み同林班のぬ小班とい1小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み同林班のる小班とに小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南西に進み同計画区135林班のい小班とは小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を西に進み同林班と同計画区134林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み同林班のい小班とは小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南西に進み同林班と同計画区133林班との林班界との交点に至り、

同所から同林班界を南東に進み同林班のに小班とい小班との小班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み同林班のは3小班とい小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を西に進み同林班のろ小班とい小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南西に進み同林班と同計画区132林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み同林班のへ小班とほ小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南西に進み同林班と同計画区131林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み同計画区121林班と同計画区131林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み同計画区121林班と同計画区122林班との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み同計画区120林班と同計画区121林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を北西に進み同計画区120林班のろ2小班とい1小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み同林班のろ2小班とほ小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み同林班のろ2小班とい1小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み同林班のい2小班とい1小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を西に進み同林班のに1小班とい1小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を西に進み同林班のに1小班とわ2小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み同林班のわ1小班とわ2小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を西に進み同計画区119林班と同計画区120林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み同計画区119林班のる小班とか小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を西に進み同林班のに小班とは小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を西に進み同計画区118林班のり2小班とり5小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み縦ノ木林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み同計画区117林班のお小班とや小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南西に進み同林班のく小班とや小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南西に進み水ノ木林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み同林班と同計画区118林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み同計画区116林班と同計画区119林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み同計画区115林班と同計画区116林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み同計画区114林班と同計画区116林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を北西に進み同計画区113林班と同計画区114林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み同計画区109林班と同計画区110林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み同計画区107林班と同計画区110林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み同計画区106林班と同計画区110林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み同計画区105林班と同計画区106林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み同計画区105林班のは3小班とに小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南西に進み三ノ沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み二ノ沢との合流点に至り、同所から同沢を西に進み水ノ木幹線林道との交点に至り、同所から同林道を南に進み静岡県と神奈川県との県境との交点に至り、同所から同県境を西に進み山梨県と神奈川県との県境との交点に至り、同所から同県境を北東に進み相模原市緑区青根の神奈川県青根造林第1施行区1林班と同施行区2林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み同林班と同施行区5林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み同林班のろ小班とは小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を東に進み同林班と同施行区6林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み同林班のい小班とろ小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南西に進み同林班と同施行区7林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み同林班と同施行区8林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み同林班のは小班とに小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南に進み同林班と同施行区9林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み大越路隧道相模原市側坑門に至り、同所から神の川林道を東に進みヒワタ沢との交点に至り、同所から同沢を下流に進み神の川との合流点に至り、同所から同川を上流に進み神奈川県青根造林第2施行区7林班のい小班とは小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を北に進み同林班のは小班とろ小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を東に進み同林班のろ小班と同施行区8林班のい根小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を北東に進み同小班と同林班のろ小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南東に進み同林班と同施行区9林班との林班界との交点に至り、同所から蛭ケ岳山頂を見通す直線を南に進み同山頂に至り、同所から足柄上郡山北町と相模原市との境界線を東に進み愛甲郡清川村と同市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み県有林清川管理区と清川村村有林との境界との交点に至り、同所から同境界を南東に進み県道秦野清川との交点に至り、同所から同県道を東に進み中津川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を下流に進み県有林神奈川県中部地域森林整備区22林班と同計画区64林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み同計画区22林班のに小班とほ小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南に進み同林班のに小班とは小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を東に進み唐沢川との交点に至り、同所から同川を上流に進み同計画区29林班のい小班とは小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南東に進み同林班のろ小班とは小班との小班界との交点に至り、同所から同小班界を南東に進み同計画区20林班と同計画区29林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み同計画区20林班と同計画区30林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み同計画区19林班と同計画区30林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み愛甲郡清川村と厚木市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み県道伊勢原津久井との交点に至り、同所から同県道を南に進み日向川との交点に至り、同所から同川を西に進み厚木市と伊勢原市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み薬師林道との交点に至り、同所から同林道を西に進み市道1号との交点に至り、同所から同市道を西に進み日向川との交点に至り、同所から同川を西に進み伊勢原市大字日向字南大山沢2,195番と同字寒沢2,194番1との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同市大字大山と大字日向との大字界との交点に至り、同所から峰線を南東に進み同市大字大山と大字子易との大字

界と日向林道との交点に至り、同所から南西に延ばした直線上を進み笈平林道との交点に至り、同所から同林道を南に進み大山林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み同林道と神奈川地域森林計画（伊勢原市）19林班30と同林班497との境界との交点に至り、同所から同境界を南に進み同林班497と同林班38との境界との交点に至り、同所から同境界を南に進み同林班497と同林班927との境界との交点に至り、同所から同境界を東に進み同林班927と同林班496との境界との交点に至り、同所から同境界を東に進み同林班496と同計画区20林班494との境界との交点に至り、同所から同境界を南に進み同林班494と同計画区20林班493との境界との交点に至り、同所から同境界を東に進み同林班494と同林班504との境界との交点に至り、同所から同境界を南東に進み同林班504と同林班512との境界との交点に至り、同所から同境界を南東に進み大山林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み市道672号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道2,615号との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道大山板戸との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道大山秦野との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同計画区15林班141との境界との交点に至り、同所から同境界を北西に進み同林班124と同林班114との境界との交点に至り、同所から同境界を北に進み同林班115と同林班124との境界との交点に至り、同所から同境界を北東に進み同林班124と県道大山板戸との交点に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、入りの川沢との交点に至り、同所から同沢を上流に進み阿夫利林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み浅間山林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み県道大山秦野との交点に至り、同所から同県道を南西に進み秦野市と伊勢原市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み浅間山林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み春岳林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み同林道終点に至り、同所から春岳沢金目川ダムを見通す直線を北西に進み同ダムに至り、同所から春岳沢を南に進み西沢との合流点に至り、同所から同沢を北西に進み六本松林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み尻無沢を通過し最初の尾根との交点に至り、同所から同尾根を北に進み県道秦野清川との交点に至り、同所から同県道を南に進み表丹沢林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み菰山林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み県立秦野戸川公園鳥獣保護区境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み秦野市堀山下1,555番地先で丹沢大山国定公園区域界との交点に至り、同所から同国定公園区域界を西に進み同市堀山下1,611番地の1敷地と同1,612番地の1敷地との境界線の認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を西に進み西山林道との交点に至り、同所から同林道を北に進み県有林界との交点に至り、同所から同県有林界を南西に進み三廻部林道との交点に至り、同所から同林道を南に進み県有林界との交点に至り、同所から同県有林界を西に進み三廻部林道との交点に至り、同所から同林道を南に進み秦野市と足柄上郡松田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み県有林界との交点に至り、同所から同町大字寄138番、59番、60番及び62番を通る峰線を北西に進み秦野峠林道との交点に至り、同所から同林道を北に進み杉の沢との交点に至り、同所から同沢を西に進み同町と同郡山北町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み丹沢大山国定公園区域界との交点に至り、同所から同国定公園区域界を西に進み同林道との交点に至り、同所から同林道を北に進み田代沢との交点に至り、同所から同沢を北西に進み小菅沢との合流点に至り、同所から同沢を北東に進み伊勢沢との合流点に至り、同所から同沢を東に進み同町と同郡松田町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み雨山峠に至り、同所から山道を西に進み県有林山北管理区45林班と同管理区46林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み同管理区32林班と同管理区45林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み同管理区36林班と同管理区45林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み同管理区36林班と同管理区44林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み同管理区36林班と同管理区43林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み同管理区36林班と同管理区42林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を北に進み同管理区37林班と同管理区42林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み同管理区37林班と同管理区39林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を北に進み同管理区38林班と同管理区39林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を北に進み同管理区26林班と同管理区39林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み同管理区26林班と同管理区40林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み同管理区24林班と同管理区40林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を南に進み県有林界との交点に至り、同所から同県有林界を西に進み同管理区22林班と同管理区23林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み県有林界との交点に至り、同所から同県有林界を北東に進み板小屋沢との交点に至り、同所から同沢を北西に進み中川川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南に進み中川橋との交点に至り、同所から同橋を西に進み県道山北藤野との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道山北山中湖との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線により囲まれた区域及び相模原市緑区の丹沢大山国定公園特別保護地区の区域

(9) 津久井鳥獣保護区

相模原市緑区のうち、神奈川県と山梨県との境界線と国道20号との交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み県道三井相模湖との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同区三井と同区千木良との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み神奈川県と東京都との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み相模原市道宝沢との交点に至り、同所から同市道を東に進み同区大字川尻字雨降5,836番と同5,819番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同字5,834番と同5,836番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同字5,833番と同5,836番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同字5,835番と同5,836番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同字5,835番と同5,837番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同字5,837番と同5,753番2との間の山道との交点に至り、同所から同山道を西に進み同字5,843番2と同5,753番2との境界線との交点に至り、同所から同

境界線を南東に進み同字5,843番1と同5,843番2との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同字5,843番1と同5,843番6との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み相模原市道羽根との交点に至り、同所から同市道を東に進み同字5,857番1と同5,862番との間の道路との交点に至り、同所から同道路を南西に進み相模原市営穴川林道との交点に至り、同所から同林道を西に進み相模原市道松風都井沢との交点に至り、同所から同市道を西に進み神奈川県企業庁発電総合制御所専用道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み東京電力パワーグリッド株式会社城山線送電線線下との交点に至り、同所から同送電線線下を南東に進み東京電力パワーグリッド株式会社愛甲線送電線線下との交点に至り、同所から同送電線線下を南東に進み県道長竹川尻との交点に至り、同所から同県道を南西に進み尻久保沢との交点に至り、同所から同沢を北西に進み相模原市道沼荒久根小屋金原との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道中野厚木との交点に至り、同所から同県道を北に進み相模原市道小網根小屋との交点に至り、同所から同市道を北西に進み東京電力パワーグリッド株式会社八ツ沢線送電線線下との交点に至り、同所から同送電線線下を東に進み国道413号との交点に至り、同所から同国道を西に進み相模原市道中野三ケ木との交点に至り、同所から同市道を北西に進み相模原市道三ケ木15号との交点に至り、同所から同市道を西に進み相模原市道三ケ木16号との交点に至り、同所から同市道を西に進み同区大字三ケ木字龍原と字原替戸との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同区大字三ケ木字龍原1,473番地、同1,477番地、同1,478番地の1、同1,478番地の2、同1,481番地、同1,482番地、同1,508番地、同1,509番地、同1,510番地、同1,514番地の1、同1,515番地の1、同1,516番地、同1,521番地の1、同1,522番地の1、同1,522番地の4、同1,542番地の1及び同1,543番地と同1,414番地、同1,475番地、同1,476番地の1、同1,485番地、同1,484番地、同1,483番地、同1,507番地、同1,506番地、同1,505番地、同1,504番地、同1,503番地、同1,502番地、同1,517番地の1、同1,517番地の2、同1,518番地の3、同1,518番地の1、同1,518番地の2、同1,519番地、同1,520番地、同1,523番地の1、同1,523番地の2、同1,524番地の1、同1,524番地の2及び同1,525番地の1との間の道路との交点に至り、同所から同道路を南西に進み相模原市道中林道志川との交点に至り、同所から同市道を南西に進み国道412号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み県道奥牧野相模湖との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同送電線線下との交点に至り、同所から同送電線線下を西に進み相模湖の満水時における水際線との交点に至り、同所から同水際線を南西に進み同送電線線下との交点に至り、同所から同送電線線下を北西に進み相模原市道日連青田との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道吉野上野原停車場との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道山北藤野との交点に至り、同所から同県道を南西に進み相模原市道杉苧田との交点に至り、同所から同市道を北西に進み農道大刀葛原との交点に至り、同所から同農道を北東に進み県道吉野上野原停車場との交点に至り、同所から同県道を北東に進み神奈川県と山梨県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線により囲まれた区域

(10) 茨菰山鳥獣保護区

相模原市緑区のうち、戸面東沢国有林及び茨菰山国有林の区域

(11) 神武寺鳥獣保護区

逗子市沼間山王山　神武寺所有地全域

(12) 真鶴半島鳥獣保護区

足柄下郡真鶴町真鶴半島亀ケ崎の釣り堀跡地の東側海岸寄りの角を起点とし、同所から傾斜地法面の下側に沿って内陸方向に約200メートル進み車道と歩道との交点に至り、同所から沢を北に進み県道真鶴半島公園との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道と歩道との交点に至り、同所から北に進み同県道の二つある大きなカーブの西側の曲点を結んだ延長線と海岸線との交点に至る線により区切られた真鶴岬側の区域及び同区域に接する200メートル以内の海面のうち同交点及び起点より東側の海面

(13) 江の島鳥獣保護区

藤沢市江の島の区域及び同島の沿岸から300メートル以内の海域

(14) 鎌倉鳥獣保護区

鎌倉市全域

(15) 大楠山鳥獣保護区

横須賀市のうち、横須賀市道1,240号線と県道横須賀三崎との交点を起点とし同所から同県道を南西に進み横須賀市道5,994号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み横須賀市道3,624号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み横須賀市道3,614号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み横須賀市道3,969号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み横須賀市道3,977号線との交点に至り、同所から北西に進み横須賀市道4,005号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み横須賀市道4,020号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み横須賀市道4,025号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み松越川との交点に至り、同所から同川を北東に進み横須賀市道4,355号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み横須賀市道4,209号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み横須賀市道4,193号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み横須賀市道4,215号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み横須賀市道3,335号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み横須賀市道2,703号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み横須賀市道2,715号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み横須賀市道3,546号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み前田川との交点に至り、同所から同川を北に進み横須賀市道7,640号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み同市道の終点に

至り、同所から北に進み葉山町と横須賀市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み、横須賀市道1,208号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市道分岐点に至り、同所から同市道を南に進み横須賀市道1,205号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み横須賀市道1,213号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み横浜横須賀道路との交点に至り、同所から同道路を南東に進み横須賀市道1,213号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み横須賀市道1,280号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み横須賀市道1,293号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み横須賀市道1,294号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み横須賀市道1,299号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み横須賀市道1,337号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み横須賀市道1,336号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み横須賀市道1,355号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み横須賀市道1,356号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み横須賀市道1,359号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み横須賀市道1,363号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み横須賀市道1,001号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み横須賀市道1,240号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、起点に至る線により囲まれた区域

(16) 高麗山鳥獣保護区

中郡大磯町地内県道公所大磯と国道1号との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み平塚市山下及び下万田を経て、同市万田から大磯町西小磯に通ずる道路との交点に至り、同所から同道路を南に進み平塚市上万田、白岩神社前及び大磯町東小磯を経て東日本旅客鉄道東海道本線との交点に至り、同所から同鉄道線を東に進み国道1号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(17) 大雄山鳥獣保護区

南足柄市大雄町地内の大雄山最乗寺所有地のうち、仁王門を起点とし、同所から南に進み大雄川との交点に至り、同所から同川を上流に進み南足柄市狩野1,711番地に至り、同所から大雄町と狩野との境界線を進み飯沢との境界に至り、同所から大雄町と飯沢との境界線を北に進み上総川に至り、同所から同川を下流に進み、字八兵工沢と字五本松との境界に至り、同境界線を南に進み字鶏林との境界に至り、同所から字五本松と字原と字中山境及び字浦山と字鶏林と字中尾と字丸山と字轟及び字仁王門上との境界線を進み起点に至る線により囲まれた区域

(18) 木もれびの森鳥獣保護区

相模原市南区のうち、木もれびの森の区域

(19) 富岡鳥獣保護区

横浜市金沢区のうち、富岡総合公園の区域

(20) 三渓園鳥獣保護区

横浜市中区本牧三之谷のうち、三溪園の区域

(21) おおいそ学園愛護林鳥獣保護区

中郡大磯町生沢のうち、神奈川県立おおいそ学園の敷地の区域

(22) 浅野学園愛護林鳥獣保護区

浅野学園愛護林鳥獣保護区

(23) 石垣山愛護林鳥獣保護区

小田原市早川のうち、関白農道と大元密教参道との交点を起点とし、同所から同農道を西に進み関白林道に至り、同所から同林道を西に進みアネスト岩田ターンパイク箱根との交点に至り、同所からアネスト岩田ターンパイク箱根を北に進み太閤橋と三角点（標高241.3メートル）とを見通す線との交点に至り、同所から同見通し線を三角点方面に進み三角点に至り、同所から同農道を東に進み大元密教参道との交点に至り、同所から同参道を南に進み起点に至る線により囲まれた区域

(24) 上郷鳥獣保護区

横浜市栄区のうち、上郷市民の森の区域

(25) 飯島鳥獣保護区

横浜市栄区のうち、飯島市民の森の区域

(26) 下永谷鳥獣保護区

横浜市港南区のうち、下永谷市民の森の区域

(27) 円海山鳥獣保護区

横浜市磯子区の市道栗木方面第605号と市道栗木方面第595号との交点を起点とし、同所から同市道を南に進み同区氷取沢町674番地に設置した標柱に至り、同所から磯子区氷取沢農業専用地区の区域界を南東に進み同町657番地に設置した標柱、同町264番地に設置した標柱、同町248番地に設置した標柱及び549番地のイに設置した標柱を経て同町529番地に設置した標柱に至り、同所から同区と同市金沢区との境界を東に進み県道横浜逗子との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道釜利谷方面第6号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道釜利谷方面第7号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道釜利谷方面第296号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道釜利谷方面第26号との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道南横浜バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを南に進み県道原宿六浦との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道金沢鎌倉との交点に至り、同所から同県道を南に進み架空送電線東京南1・2号線との交点に至り、同所から同送電線を南東に進み同送電線鉄塔№52に至り、同所から同市金沢区六浦町と同区朝比奈町との境界を南西に進み同市と鎌倉市との境界に至り、同所から同境界を北に進み横浜市金沢区と同市栄区と鎌倉市との境界点に至り、同所から横浜市と鎌倉

市との境界を西に進み市道公田方面第 207 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み架空送電線東京南1・2 号線との交点に至り、同所から同送電線を南東に進み市道公田方面第 209 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道原宿六浦との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道公田方面第 213 号との交点に至り、同所から横浜市金沢区と同市栄区との境界上にある東京電力反射板に至り、同所から同市金沢区と同市栄区との境界を北に進み同境界と円海山近郊緑地特別保全地区の区域界との交点に至り、同所から同区域界を北北西に進み円海山近郊緑地特別保全地区標識№1 に至り、同所から同市港南区と同市栄区との境界を東に進み同市栄区と同市磯子区と同市港南区との境界点に至り、同所から同市磯子区と同市港南区との境界を北東に進み市道栗木方面第 605 号との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(28) 名倉鳥獣保護区

相模原市緑区名倉の一部（津久井鳥獣保護区の区域を除く。）

(29) 観音崎鳥獣保護区

横須賀市のうち、鴨居港内の海岸線と鴨居係船突堤との交点を起点として、同所から県道観音崎環状線を北西に進み横須賀市道第 2,301 号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み防衛大学校敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を東に進み横須賀市道第 2,214 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み国道第16 号との交点に至り、同所から沢沿いに北西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北に進み起点に至る線により囲まれた区域

(30) 生田緑地鳥獣保護区

川崎市宮前区及び多摩区のうち、川崎都市計画第 1 号生田緑地の区域

(31) 小鮎愛護林鳥獣保護区

厚木市のうち、厚木市立小鮎小学校及び厚木市立小鮎中学校の敷地の区域

(32) 北足柄愛護林鳥獣保護区

南足柄市のうち、同市内山 2,575 番地3の旧南足柄市立北足柄中学校入口を起点とし、同所から市道 229 号を西に進み内山上の山農道２号との交点に至り、同所から同農道を西に進み同 2,580 番地１及び同2,580 番地８を経て乙沢川との交点に至り、同所から同川を北東に進み同2,599 番地２と同2,600 番地１の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同 2,582 番地１と同 2,600 番地２の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同 2,582 番地１と同2,583 番地３の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同 2,584 番地と同 2,586 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同 2,575 番地２と同 2,588 番地４の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同市道との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(33) 多摩川鳥獣保護区

川崎市多摩区、高津区、中原区、幸区及び川崎区のうち、東京都と神奈川県との境界線と首都高速道路湾岸線との交点を起点とし、同所から多摩川右岸を見通す線上を方位 240 度に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸堤防に沿って上流に進み東京都と神奈川県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(34) 目久尻川沿い緑地公園鳥獣保護区

海老名市のうち、清水寺公園、緑地やすらぎ公園、国分緑地公園及び亀島自然公園の区域

(35) 根岸鳥獣保護区

横浜市中区のうち、根岸森林公園の区域

(36) 三ツ池公園鳥獣保護区

横浜市鶴見区のうち、三ツ池公園の区域

(37) 峯市民の森鳥獣保護区

横浜市磯子区のうち、峯市民の森の区域

(38) 横浜児童遊園地鳥獣保護区

横浜市保土ケ谷区の横浜市児童遊園地の区域

(39) 緑ヶ丘・東高根鳥獣保護区

川崎市高津区及び宮前区のうち、川崎市営緑ヶ丘霊園及び神奈川県立東高根森林公園の区域

(40) 三島社鳥獣保護区

足柄上郡大井町のうち三島社の敷地の区域

(41) 了義寺鳥獣保護区

足柄上郡大井町のうち了義寺の敷地の区域

(42) 南足柄丸太の森鳥獣保護区

南足柄市のうち、県営明神林道の時ノ木橋を起点とし、同所からトキノキ沢を上流に進み字大平と字松ノ木との境界線との交点に至り、同所から同境界線上の山道を南東に進み字大平と字用水口通との境界線との交点に至り、同所から同境界線上の山道を南東に進み上総川との交点に至り、同所から同川を下流に進み市営明神林道の平石通橋に至り、同所から同林道を北西に進み南足柄市道関本・広町線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県営明神林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(43) 聖園愛護地区鳥獣保護区

藤沢市のうち、聖園女学院及び聖園子供の家の敷地の区域

(44) 等々力緑地鳥獣保護区

川崎都市計画第2号等々力緑地の区域

(45) 夢見ヶ崎鳥獣保護区

夢見ヶ崎動物公園の区域

(46) 大明寺鳥獣保護区

横須賀市衣笠栄町のうち、大明寺の敷地の区域

(47) 久良岐鳥獣保護区

横浜市港南区のうち、久良岐公園の区域

(48) こども自然公園鳥獣保護区

横浜市旭区、戸塚区及び泉区のうち、こども自然公園の区域

(49) 大野山鳥獣保護区

足柄上郡山北町のうち、旧神奈川県立元大野山乳牛育成牧場の区域並びに皆瀬川字大野山719番及び湯触字大蔵野354番2の区域

(50) 丹沢湖鳥獣保護区

足柄上郡山北町のうち、東京神奈川森林管理署所有地と同町大字世附字浅瀬745番との境界と県道山北山中湖との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み県道山北藤野との交点に至り、同所から同県道を北に進み中川橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み林道玄倉中川線の始点に至り、同所から同林道を南に進み林道玄倉中川線玄倉支線との交点に至り、同所から同支線を北東に進み同支線の終点に至り、同所から真東に延ばした直線上を進み玄倉林道との交点に至り、同所から同林道を南に進み県道神縄神山との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道山北藤野との交点に至り、同所から同道を南西に進み町道神縄神尾田との交点に至り、同所から同道を北西に進み神奈川県企業庁敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を北西に進み林道世附線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み林道世附支線の始点に至り、同所から同支線を南西に進み同支線の終点に至り、同終点から源五郎沢に沿って南に進み同町大字世附字栗木日影896番と910番2の境界との交点に至り、同所から同境界を南西に進み896番と910番1の境界との交点に至り、同所から1,910番1、1,919番21の各地番界の北側を西に進み大屋ノ沢との交点に至り、同所と起点を結ぶ直線により囲まれた区域

(51) 二子山鳥獣保護区

逗子市及び三浦郡葉山町のうち、逗葉新道と逗子市と三浦郡葉山町の境界線との交点を起点とし、同境界線を南東に進み逗子市沼間５丁目と同市桜山の字界との交点に至り、同所から同字界を東に進み逗子市と横須賀市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み逗子市と三浦郡葉山町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み三浦大山林道との交点に至り、同所から同林道を南に進み黄金橋、大山橋を経て長柄橋イトーピア線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道鎌倉葉山線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み逗葉新道との交点に至り、同所から同新道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(52) 田浦大作鳥獣保護区

横須賀市田浦大作町のうち、自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第4条第1項の規定に基づき指定された田浦大作自然環境保全地域の区域

(53) 21世紀の森鳥獣保護区

南足柄市の神奈川県立21世紀の森の区域並びに同市内山字平2,927番、同2,929番、同2,930番、同字砂久保2,835番の2、同2,839番のイ、同2,839番のロ、同2,842番、同2,844番、同2,845番、同2,846番のイ、同2,846番のロ、同2,847番のイ、同2,848番、同字大片曽2,858番、同2,862番、同2,872番、同字澤入2,887番のロ、同2,888番、同2,889番、同2,890番、同2,891番、同2,899番の2及び同字風切2,517番の2の区域

(54) いこいの森鳥獣保護区

小田原市のうち、市道2428号と久野川右岸との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み星山農道との交点に至り、同所から同農道を南西に進み市道2479号との交点に至り、同所から同市道を西に進み荻野林道との交点に至り、同所から同林道を西に進み足柄幹線林道との交点に至り、同所から同林道を北東に進み市道0033号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み久野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(55) 相模原鳥獣保護区

相模原市南区の神奈川県立相模原公園の区域（県道相模原町田西側路端以西の区域及び西駐車場の敷地を除く。）及び同区の横浜市水道局相模原沈澱（でん）事務所の敷地の区域（同区下溝字沢地内の敷地を除く。）

(56) 明治学院鳥獣保護区

横浜市戸塚区の明治学院大学横浜キャンパスの敷地の区域

(57) みのげ鳥獣保護区

秦野市蓑毛のうち、蓑毛自然観察の森の区域

(58) 大磯城山鳥獣保護区

中郡大磯町国府本郷のうち、神奈川県立大磯城山公園の区域（旧吉田茂邸の敷地の区域を除く。）

(59) 小松ヶ池鳥獣保護区

三浦市南下浦町上宮田のうち三浦市小松ヶ池公園の区域

(60) 一色鳥獣保護区

葉山町のうち、県道森戸海岸と町道森戸向原との交点を起点とし、同所から同町道を東に進み国道 134 号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み町道 450 号との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道大道平の越との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道 470 号との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道 474 号との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道横須賀葉山との交点に至り、同所から同県道を西に進み国道 134 号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み県道森戸海岸との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域及び葉山しおさい公園の区域

(61) 県立四季の森公園鳥獣保護区

横浜市緑区寺山町のうち、神奈川県立四季の森公園の区域

(62) 上和田野鳥の森鳥獣保護区

大和市上和田のうち、上和田野鳥の森の区域

(63) 樫原鳥獣保護区

愛甲郡愛川町半原のうち、神奈川県立愛川ふれあいの村及びその外周道の区域

(64) 八菅山鳥獣保護区

愛甲郡愛川町八菅山のうち、自然環境保全条例(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)第4条第1項の規定に基づき指定された八菅山自然環境保全地域の区域

(65) 大庭城址鳥獣保護区

藤沢市大庭のうち、大庭城址公園及び裏門公園(水路敷を含む)の区域

(66) 泉の森鳥獣保護区

大和市のうち、泉の森の区域

(67) 新林公園・川名緑地鳥獣保護区

藤沢市のうち、新林公園並びに市道村岡 395 号と市道村岡 383 号との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み川名 939 番地と同 941 の7番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同 945 の1番地と同 941 の7番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み同 945 の3番地と同 941 の5番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同 947 の2番地と同 941 の5番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み同 941 の1番地と同 962 の1番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同市道との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道村岡 378 号との交点に至り、同所から同市道を南に進み同市と鎌倉市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同 1,050 の2番地と片瀬山 826 の 312 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み川名 1,054 番地と同 1,055 の4番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同 1,055 の4番地と同 1,055 の1番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同 1,055 の1番地と同 1,055 の3番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同 1,055 の1番地と片瀬山 816 の6番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み川名 1,081 の1番地と新林公園との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同 560 番地と同 561 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同 560 番地と同 511 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み川名地区急傾斜地崩壊危険区域界との交点に至り、同所から同 512 番地、同 1,093 の1番地、同 1,112 の2番地及び同 513 番地を含んで同区域界を南に進み同 544 番地との交点に至り、同所から同 513 番地、同 514 番地、同 515 の1番地及び同 515 の2番地の北縁部に沿って北東に進み市道村岡 395 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線により囲まれた区域並びに同 113 の1番地と同 709 の3番地との境界線と県道 32 号との交点を起点とし、同所から同県道を東へ進み同 709 の3番地と同 709 の1番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み市道村岡 386 号との交点に至り、同所から同 655 の3番地の南縁部に沿って進み同 655 の3番地と無地番地との境界線との交点に至り、同所から同 655 の3番地及び同 655 の2番地の南縁部に沿って西に進み同 655 の2番地と 653 の3番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同 653 の3番地と同 653 の1番地との境界線との交点に至り、同所から同 653 の1番地の南縁部に沿って南西に進み同 653 の1番地と無地番地との境界線との交点に至り、同所から同 653 の1番地、同 653 の2番地、同 651 番地、同 649 番地、同 647 番地及び同 643 番地の東縁部に沿って南に進み市道村岡 388 号との交点に至り、同所から同市道を東に進み同 643 番地と無地番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み同 643 番地と同 579 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同 568 の3番地と同 579 番地との境界線との交点に至り、同所から同 568 の3番地に沿って南東から西に進み同 569 の1番地と同 568 の1番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み市道村岡 390 号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道村岡 389 号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み新林公園との交点に至り、同所から同公園の東縁部を北に進み同 181 の 18 番地と同 643 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同 113 の3番地と同 655 の2番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(68) 弘法山公園鳥獣保護区

秦野市のうち、秦野都市計画公園 5・5・1 号弘法山公園の区

域

(69) 立野緑地鳥獣保護区

秦野市のうち、立野緑地の区域

(70) 足柄ふれあいの村鳥獣保護区

南足柄市のうち、神奈川県立足柄ふれあいの村の区域

(71) 鴨池公園鳥獣保護区

横浜市都筑区のうち、鴨池公園の区域

(72) ウィトリッヒの森鳥獣保護区

横浜市戸塚区のうち、ウィトリッヒの森の区域

(73) まさかりが淵鳥獣保護区

横浜市戸塚区のうち、まさかりが淵市民の森の区域

(74) 飯山白山森林公園鳥獣保護区

厚木市のうち、飯山白山森林公園の区域

(75) 長屋門公園鳥獣保護区

横浜市瀬谷区のうち、長屋門公園の区域

(76) 道保川公園鳥獣保護区

相模原市にある相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区の区域のうち、横山丘陵緑地、道保川公園及び道保川緑地の区域並びに上中丸交差点を起点とし、相陽中学校に至る市道横山磯部の左側斜面緑地の区域

(77) 吾妻山公園鳥獣保護区

中郡二宮町のうち、吾妻山公園の区域

(78) 舞岡公園鳥獣保護区

横浜市戸塚区及び港南区の横浜市立舞岡公園の区域

(79) 長浜公園鳥獣保護区

横浜市金沢区の横浜市立長浜公園野鳥観察園の区域

(80) 県立谷戸山公園鳥獣保護区

座間市の神奈川県立座間谷戸山公園の区域

(81) 引地川沿い緑地鳥獣保護区

藤沢市の藤沢市引地川緑地保全地区及び隣接する市有林の区域

(82) 豊顕寺市民の森鳥獣保護区

横浜市神奈川区のうち、豊顕寺市民の森の区域

(83) 称名寺市民の森鳥獣保護区

横浜市金沢区のうち、称名寺市民の森の区域

(84) 相模川・八瀬川沿い緑地鳥獣保護区

相模原市緑区のうち、相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区内の相模川・八瀬川沿い緑地の区域

(85) 境川沿い緑地鳥獣保護区

藤沢市のうち、境川特別緑地保全地区の区域

(86) 県立秦野戸川公園鳥獣保護区

秦野市のうち、神奈川県立秦野戸川公園の区域

(87) 星ヶ山公園鳥獣保護区

足柄下郡湯河原町のうち、大字吉浜字南郷2,022番23と同字南郷2,022番24との境界線と認定外道路との交点を起点とし、同所から同道路を北西に進み南郷山ハイキングコースとの交点に至り、同所から同ハイキングコースを北西に進み同字大沢2,023番1と同字大沢2,023番3との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み同字星ケ山2,024番4と同字星ケ山2,024番1との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同町と同郡真鶴町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み白銀林道との交点に至り、同所から同林道を西に進み同字南郷2,022番23と同字南郷2,022番24との境界線との交点に至り、同境界線上を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(88) 幕山公園鳥獣保護区

足柄下郡湯河原町のうち、湯河原風致地区内の幕山特別地区の区域及び幕山公園の区域

(89) 城山公園鳥獣保護区

足柄下郡湯河原町のうち、湯河原風致地区内の城山特別地区の区域

(90) 綱島市民の森鳥獣保護区

横浜市港北区のうち、綱島市民の森の区域

(91) 熊野神社市民の森鳥獣保護区

横浜市港北区のうち、熊野神社市民の森の区域

(92) 城南緑地鳥獣保護区

藤沢市のうち、城南緑地の区域

(93) 南本宿市民の森鳥獣保護区

横浜市旭区のうち、南本宿市民の森の区域

(94) 獅子ケ谷市民の森鳥獣保護区

横浜市鶴見区のうち、獅子ケ谷市民の森の区域

(95) 少年の森鳥獣保護区

藤沢市打戻のうち、少年の森の区域

(96) 小机城址市民の森鳥獣保護区

横浜市港北区のうち、小机城址市民の森の区域

(97) あいかわ公園鳥獣保護区

愛甲郡愛川町のうち、宮ケ瀬湖北岸道路と同町と相模原市緑区との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北に進み国道 412 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み中津川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み宮ケ瀬ダムとの交点に至り、同所から同ダム擁壁に沿って北西に進み同町と同区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域から、半原田代特定猟具使用禁止区域を除いた区域

(98) 宮ヶ瀬湖鳥獣保護区

愛甲郡愛川町、同郡清川村及び相模原市緑区のうち、同町と同村との境界線と県道宮ケ瀬愛川との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み村道土山高畑線との交点に至り、同所から同道を北西に進み滝の沢にて標高 300 メートルの等高線との交点に至り、同所から同等高線を南に進み親水池取水口との交点に至り、同所から同取水口を西に進み県道秦野清川との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道伊勢原津久井との交点に至り、同所から同県道を西に進み早戸川林道との交点に至り、同所から同林道を西に進み同村と同市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み金沢橋西側の同林道に向かう尾根との交点に至り、同所から同尾根を北に進み同林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み荒井林道との交点に至り、同所から同林道を北東に進み荒井自治会館前で宮ケ瀬虹の大橋に向かう道との交点に至り、同所から同道を東に進み県道伊勢原津久井との交点に至り、同所から同県道を北東に進み宮ケ瀬湖北岸道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み同道路との交点に至り、同所から同道路を東に進み宮ケ瀬ダムとの交点に至り、同所から同ダム擁壁に沿って南東に進み中津川左岸との交点に至り、同所から同川左岸に沿って南東に進み石小屋ダムとの交点に至り、同所から県道宮ケ瀬愛川の高取トンネルの清川村方面の出口を見通す線上を南に進み同出口に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線により囲まれた区域及び同区域外の宮ケ瀬湖面の区域

(99) 松茸山鳥獣保護区

相模原市緑区のうち、奥野林道と水沢川右岸との交点を起点とし、同所から同右岸に沿って東に進み早戸川林道との交点に至り、同所から同林道を西に進み奥野口に向かう尾根との交点に至り、同所から同尾根を北西に進み奥野林道との交点に至り、同所から同林道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(100) 酒匂川鳥獣保護区

小田原市のうち、酒匂川右岸における国道 1 号西湘バイパスと河川区域の交点を起点とし、同所から河川区域線を北西に進み市道2083 号と内堤防との交点に至り、同所から同堤防を北西に進み河川区域線との交点に至り、同所から同区域線を北西に進み飯泉橋との交点に至り、同所から東京電力株式会社中堀 1 号鉄塔を見通す直線を北に進み同鉄塔に至り、同所から同鉄塔を東に進み河川区域線との交点に至り、同所から同区域線を北に進み同市蓮正寺と同市中曽根との境界線と本堤との交点に至り、同所から本堤を北に進み河川区域線との交点に至り、同所から同区域線を北に進み同市栢山と同市曽比と同区域線との境界に至り、同所から同市曽比 151 番地 1 先の内堤防南端を見通す直線を北北西に進み同堤防との交点に至り、同所から同堤防を北に進み河川区域線との交点に至り、同所から同区域線を北に進み同市と足柄上郡開成町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み足柄上郡大井町と小田原市の境界線との交点に至り、同境界線を南に進み河川区域線との交点に至り、同所から同区域線を南に進み国道 1 号西湘バイパスとの交点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る線により囲まれた区域から、酒匂川スポーツ広場及び酒匂川左岸サイクリング場を除いた区域

(101) 鴨居原市民の森鳥獣保護区

横浜市緑区のうち、鴨居原市民の森の区域

(102) 小網代の森鳥獣保護区

小網代近郊緑地特別保全地区全域

2 休猟区

該当なし

3 特定猟具使用禁止区域（銃器）

(1) 真鶴半島特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄下郡真鶴町のうち、同町と同郡湯河原町の境界線と海岸線との交点を起点とし、同所から同境界線を北に進み町道下釈迦堂との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道真鶴半島公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道前新井坂との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道横巻との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道西仲との交点に至り、同所から同町道を南東に進み同町真鶴 1,947 番地先の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南に進み起点に至る線により囲まれた区域及び同区域の海岸線から海上 100 メートル以内の海面の区域から真鶴半島鳥獣保護区を除いた区域

(2) 向原特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡山北町向原3,813番地の1に位置する火薬庫の周囲100メートルの区域

(3) 中沢原特定猟具使用禁止区域（銃器）

相模原市緑区小倉字中沢原1,320番地の1に位置する火薬庫の周囲100メートルの区域

(4) 青根特定猟具使用禁止区域（銃器）

相模原市緑区のうち、国道413号と市道橋津原との交点を起点とし、同所から同市道を南に進み市道青根12号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道山北藤野との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道青根14号との交点に至り、同所から同市道を南に進み認定外道路（旧青根268号）との交点に至り、同所から同道路を西に進み市道上青根上野田釜立との交点に至り、同所から同市道を南に進み裾野沢との交点に至り、同所から同沢を北西に進み県道山北藤野との交点に至り、同所から同県道を北東に進み認定外道路（旧青根178号）との交点に至り、同所から同道路を北に進み国道413号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(5) 弘法山特定猟具使用禁止区域（銃器）

秦野市及び伊勢原市のうち、金目川右岸と東名高速道路との交点を起点とし、同所から同川右岸を北西に進み県道愛川秦野（入船橋）との交点に至り、同所から同県道を北東に進み国道246号との交点（名古木交差点）に至り、同所から同国道を北東に進み県道上粕屋南金目との交点に至り、同所から同県道を南に進み善波川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東に進み秦野市道425号との交点に至り、同所から同川を東へ進み矢茂井橋との交点に至り、同所から同川を南に進み鶴巻排水機場との交点に至り、同所から秦野市と平塚市との境界線を西に進み県道上粕屋南金目との交点に至り、同所から同境界線を西に進み大根川左岸堰防に至り、同所から同堰防を西に進み県道曽屋鶴巻との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み主要地方道平塚秦野線との交点に至り、同所から同地方道を西に進み秦野市道450号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み秦野市道464号との交点に至り、同所から同市道を西に進み東名高速道路との交点に至り、同所から同道路を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域から弘法山公園鳥獣保護区を除いた区域

(6) 横浜特定猟具使用禁止区域（銃器）

横浜市の全域から、こどもの国鳥獣保護区、富岡鳥獣保護区、三渓園鳥獣保護区、浅野学園愛護林鳥獣保護区、上郷鳥獣保護区、飯島鳥獣保護区、下永谷鳥獣保護区、円海山鳥獣保護区、根岸鳥獣保護区、三ツ池公園鳥獣保護区、峯市民の森鳥獣保護区、横浜市児童遊園地鳥獣保護区、久良岐鳥獣保護区、こども自然公園鳥獣保護区、明治学院鳥獣保護区、県立四季の森公園鳥獣保護区、鴨池公園鳥獣保護区、ウィトリッヒの森鳥獣保護区、まさかりが淵鳥獣保護区、長屋門公園鳥獣保護区、舞岡公園鳥獣保護区、長浜公園鳥獣保護区、豊顕寺市民の森鳥獣保護区、称名寺市民の森鳥獣保護区、綱島市民の森鳥獣保護区、熊野神社市民の森鳥獣保護区、南本宿市民の森鳥獣保護区、獅子ヶ谷市民の森鳥獣保護区、小机城址市民の森鳥獣保護区及び鴨居原市民の森鳥獣保護区の区域並びに東京湾岸特定猟具使用禁止区域（銃器）の区域を除いた区域

(7) 寒川特定猟具使用禁止区域（銃器）

高座郡寒川町の全域

(8) 長竹特定猟具使用禁止区域（銃器）

相模原市緑区長竹のうち、串川右岸堰防と南沢との交点を起点とし、同所から同沢を南に進み株式会社戸田ゴルフクラブ所有地との交点に至り、同所から同社所有地と他の所有地との境界線を北西に進み市道大堀諏尾根との交点に至り、同所から同市道を北東に進み串川との交点に至り、同所から同川を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(9) 生沢・一色特定猟具使用禁止区域（銃器）

中郡二宮町及び大磯町のうち、国道271号と県道秦野二宮との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み二宮町道旧県道5号との交点に至り、同所から同町道を北東に進み同郡二宮町と足柄上郡中井町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み平塚市と中郡二宮町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同市と同郡大磯町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み大磯町道幹24号との交点に至り、同所から同町道を南西に進み大磯町道幹25号との交点に至り、同所から同町道を東に進み国道271号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(10) 土屋特定猟具使用禁止区域（銃器）

平塚市のうち、同市と足柄上郡中井町の境界線と市道土屋62号との交点を起点とし、同所から同境界線を北東に進み平塚市と秦野市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み金目川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み同川右岸と座禅川左岸との交点に至り、同所から同川を南に横切り同川右岸を南西に進み土屋地区と南金目地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み市道上吉沢29号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道吉沢・土屋との交点に至り、同所から同市道を西に進み土屋地区と上吉沢地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み平塚市と中郡大磯町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み平塚市と中郡二宮町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み平塚市と足柄上郡中井町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(11) 中川特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡山北町のうち、同町中川字小塚897－42、同897－43、同897－78及び同897－88の区域

(12) 藤沢綾瀬特定猟具使用禁止区域（銃器）

綾瀬市の全域及び藤沢市の全域のうち、聖園愛護地区鳥獣保護区、江ノ島鳥獣保護区、大庭城址鳥獣保護区、新林公園・川名緑地鳥獣保護区、引地川沿い緑地鳥獣保護区、境川沿い緑地鳥獣保護区、城南緑地鳥獣保護区及び少年の森鳥獣保護区を除いた区域

(13) 東京カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

秦野市のうち、東京カントリー倶楽部の敷地の区域

(14) 中井特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡中井町のうち、同町、秦野市及び平塚市の境界点を起点とし、同所から同市と同町との境界線を南西に進み同町井ノ口4,099番地先に至り、同所から同境界線を南に進み同市、中郡二宮町及び足柄上郡中井町の境界点に至り、同所から中郡二宮町と足柄上郡中井町との境界線を南西に進み県道71号との交点に至り、同所から同県道を北に進み五分一交差点に至り、同所から町道五分一幹線を北西に進み北田字木ノ神と井ノ口字越地との境にある農道との交点に至り、同所から同農道を南に進み北田字白見畑と同字柳沢との境にある農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み町道宇塔坂線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道滝ヶ入線との交点に至り、同所から同町道を東に進み同字横引と同字滝ノ入との間にある沢との交点に至り、同所から同沢を南に進み同町と小田原市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同市、同郡大井町及び同郡中井町の境界点に至り、同所から同郡大井町と同郡中井町との境界線を北東に進み鴨沢字寺山と同字台山との境にある農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み県道77号との交点に至り、同所から同県道を北西に進み東名高速道路との交点に至り、同所から同高速道路沿いを北東に進み組原橋との交点に至り、同所から町道松本幹線を北西に進み同町と秦野市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(15) 相模川河口特定猟具使用禁止区域（銃器）

平塚市のうち、同市と茅ヶ崎市の境界線と国道1号との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を西に進み相模川右岸導流堤との交点に至り、同所から相模川右岸堤防南端を見通した直線上を西に進み同堤防南端に至り、同所から同堤防を北に進み湘南銀河大橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み平塚市と高座郡寒川町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同市と茅ヶ崎市と同町の境界線との交点に至り、同所から平塚市と茅ヶ崎市の境界線を南に進み起点に至る線により囲まれた区域から平塚大磯特定猟具使用禁止区域（銃器）を除く区域

(16) 内山特定猟具使用禁止区域（銃器）

南足柄市のうち、県道矢倉沢山北と乙沢川との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み市道北中との交点に至り、同所から同市道を北に進み神田農道との交点に至り、同所から同農道を南西に進み山の上農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み県営内山林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み乙沢川との交点（内山橋）に至り、同所から同川を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域から北足柄愛護林鳥獣保護区を除いた区域

(17) 伊勢原特定猟具使用禁止区域（銃器）

伊勢原市のうち、市道60号と同市と厚木市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み伊勢原市と厚木市と平塚市との境界線との交点に至り、同所から伊勢原市と平塚市との境界線を南に進み県道伊勢原藤沢との交点に至り、同所から同県道を西に進み国道271号との交点に至り、同所から同国道を南に進み伊勢原市と平塚市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み県道平塚伊勢原との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道76号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道245号との交点に至り、同所から同市道を南に進み同市と平塚市との境界線に至り、同境界線を北西に進み、県道相模原大磯との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道329号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道464号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道560号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み小田急電鉄小田原線との交点に至り、同所から同鉄道線を南西に進み市道80号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道465号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道479号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道81号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道475号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道460号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道597号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道485号との交点に至り、同所から同市道を南に進み善波川との交点に至り、同所から同川を西に進み県道上粕屋南金目との交点に至り、同所から同県道を北に進み国道246号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み東名高速道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み市道85号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道419号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道87号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道402号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道554号との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道上粕屋南金目との交点に至り、同所から同県道を北に進み三ノ宮字下原田511番1に至り、同所から同地北側境界線を東に進み認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を東に進み同字下原田527番地に至り、同所から同字下原田526番5と上粕屋字石倉下1,239番17に挟まれた認定外道路を南東に進み市道401号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道大山板戸との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道上粕屋厚木との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道662号との交点に至り、同所から同

市道を東に進み上粕屋排水路との交点に至り、同所から同排水路を東に進み市道87号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道626号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道628号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道88号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道654号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道655号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道85号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道917号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道838号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道55号との交点に至り、同所から同市道を北に進み同市道の終点に至り、同所から市道707号の終点を見通す直線を北に進み同市道の終点に至り、同所から同市道を北に進み市道60号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域のうち、県道相模原大磯と市道637号との交点を起点として、同所から同県道を南東に進み市道55号との交点に至り、同所から同市道を北に進み渋田川との交点に至り、同所から同川を東に進み国道246号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み県道伊勢原藤沢との交点に至り、同所から同県道を南に進み伊勢原四丁目635番地の1と同257番地の1に挟まれた認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を南西に進み市道357号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道73号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み国道246号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道相模原大磯との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道55号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道100号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み田中1,104番地の3と同1,095番地の1に挟まれた認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を南西に進み市道101号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道55号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県立伊勢原高等学校敷地の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み市道101号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道2,612号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道637号との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線により囲まれた区域及び渋田川右岸と国道271号との交点を起点として、同所から同国道を南に進み市道2号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道65号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み筒川との交点に至り、同所から同川を西に進み市道1,106号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1,105号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道69号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道1,104号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道3号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道138号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道137号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道2号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道136号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道139号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道128号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道横浜伊勢原との交点に至り、同所から同県道を北東に進み渋田川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を東に進み起点に至る線により囲まれた区域を除いた区域

(18) 平塚相模川特定猟具使用禁止区域（銃器）

平塚市のうち、相模川右岸堤防と東海道新幹線との交点を起点とし、同所から同新幹線を北東に進み同市と高座郡寒川町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み相模銀河大橋との交点に至り、同所から同橋を西に進み相模川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北に進み起点に至る線により囲まれた区域

(19) 酒匂川サイクリングコース特定猟具使用禁止区域（銃器）

南足柄市及び足柄上郡のうち、小田急電鉄小田原線上の小田原市と同郡開成町の境界線との交点を起点とし、同所から同鉄道線を北に進み酒匂川右岸堤防敷道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み主要地方道小田原山北線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み県道東山北停車場との交点に至り、同所から同県道を北に進み酒匂川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み同市と同郡大井町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同市と同郡開成町の境界線との交点に至り、同境界線を西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(20) 大和特定猟具使用禁止区域（銃器）

大和市の全域から上和田野鳥の森鳥獣保護区及び泉の森鳥獣保護区を除いた区域

(21) 川崎特定猟具使用禁止区域（銃器）

川崎市の全域からこどもの国鳥獣保護区、生田緑地鳥獣保護区、多摩川鳥獣保護区、緑ヶ丘・東高根鳥獣保護区、等々力緑地鳥獣保護区及び夢見ヶ崎鳥獣保護区の区域を除いた区域

(22) 東京湾岸特定猟具使用禁止区域（銃器）

横浜市、川崎市及び横須賀市のうち、川崎市川崎区浮島町東端岸壁突端を起点とし、同所から扇島シーバース地点（北緯35度28分58秒、東経139度47分9秒）を見通した直線上を南西に進み同地点に至り、同所から横浜市中区南本牧埠頭防波堤東端を見通した直線上を南西に進み同地点に至り、同所から観音崎灯台を見通した直線上を南東に進み同灯台下の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南東に進み横須賀市東浦賀町一丁目と同市浦賀町四丁目との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み県道観音崎環状との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道浦賀港との交点に至り、同所から同県道を北西に進み国道134号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み国道16号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み横浜市磯子区と同市南区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み横浜市磯子区と同市中区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み海岸線に至り、同所から同海岸線を東に進み帷子川右岸との交点に至り、

同所から同川右岸を北に進み国道15号との交点に至り、同所から同国道を東に進み多摩川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南に進み起点に至る線により囲まれた区域から観音崎鳥獣保護区、富岡鳥獣保護区及び川崎特定猟具使用禁止区域を除いた区域

(23) 三崎特定猟具使用禁止区域（銃器）

三浦市のうち、海岸線と小網代1443番地崎堤防突堤との交点を起点とし、同所から同堤防を南に進み市道591号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道18号との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道横須賀三崎との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道19号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道1024号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道996号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道2680号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道2681号との交点に至り、同所から同市道を北に進み狭塚川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み市道1123号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、市道1152号との交点に至り、同所から同市道南に進み市道1136号との交点に至り、同所から同市道南に進み市道33号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(24) 相模原・城山特定猟具使用禁止区域（銃器）

相模原市のうち、南区と大和市と東京都町田市との境界線の交点を起点とし、同所から同区と大和市との境界線を南西に進み同区と大和市と座間市との境界線の交点に至り、同所から同区と座間市との境界線を北西に進み相模原市と厚木市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み相模原市と愛川町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み県道太井上依知との交点に至り、同所から同県道を北西に進み緑区小倉と同区葉山島との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同区小倉字明音寺と字小倉山との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み字小倉山と字大和との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み字大和と字香之田との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み字香之田と字下平との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み字下平と字大保戸との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み字大保戸1070番2と同1076番1との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同1071番と同1075番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同1071番と同1072番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同1072番と同1074番ハとの境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同1074番1と同1074番ハとの境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同1077番イと同1077番ロとの交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同1078番1と同1078番丙との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同1073番と同1079番1との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同1079番1と同1079番ロとの境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同1079番1と同1084番ロとの境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同1084番イと同1084番ロとの境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同1083番イと同1084番イとの交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同1085番イと同1086番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み字下平と字大保戸との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み串川との交点に至り、同所から同川を上流に進み東京電力株式会社愛甲線送電線線下との交点に至り、同所から同送電線線下を北西に進み東京電力株式会社城山線送電線線下との交点に至り、同所から津久井鳥獣保護区との境界線を北西に進み市道宝沢と神奈川県と東京都との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る線により囲まれた区域から相模原鳥獣保護区、道保川公園鳥獣保護区、相模川・八瀬川沿い緑地鳥獣保護区及び木もれびの森鳥獣保護区を除いた区域

(25) 海老名特定猟具使用禁止区域（銃器）

海老名市のうち目久尻川沿い緑地公園鳥獣保護区を除いた区域

(26) 秦野特定猟具使用禁止区域（銃器）

秦野市のうち、市道52号と県立秦野戸川公園鳥獣保護区との境界線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み県道堀山下大秦野停車場との交点に至り、同県道を北東に進み市道53号との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市西田原463番地1と同462番地4との敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を北に進み認定外道路との交点に至り、同所から同道路を東に進み市道201号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道56号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道244号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道56号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道5号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道秦野清川との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道219号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道61号との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道246号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み金目川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み東名高速道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み市道464号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道450号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道平塚秦野との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同県道と同市と平塚市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み秦野市と足柄上郡中井町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同市と同町と同郡大井町の境界線との交点に至り、同所から同市と同町との境界線を西に進み同市と同町と

同郡松田町の境界線との交点に至り、同所から同市と同町との境界線を西に進み湯の沢特定猟具使用禁止区域境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み市道19号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道18号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道915号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道837号との交点に至り、同所から同市道を東に進み四十八瀬川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北に進み同市堀西1,956番地と同1,957番地との敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を北東に進み同市堀西1,955番地と同1,959番地との敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を北東に進み同市堀西1,953番地と同1,960番地との敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を北東に進み同市堀西1,952番地と同1,961番地との敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を北東に進み農道との交点に至り、同所から農道を北に進み市道18号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道807号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道810号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道堀山下大秦野停車場との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道丹沢公園・松原町との交点に至り、同所から北西に進み県立秦野戸川公園鳥獣保護区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る線により囲まれた区域から立野緑地鳥獣保護区及び震生湖特定猟具使用禁止区域を除いた区域

(27) 小田原城カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

小田原市のうち、小田原城カントリー倶楽部の敷地の区域

(28) 川西特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡山北町のうち、同町川西字大蔵野佐藤火薬店火薬庫周囲100メートルの区域

(29) 茅ヶ崎特定猟具使用禁止区域（銃器）

茅ケ崎市の全域

(30) 高尾特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡大井町のうち、県道77号の沿線にある高尾バス停を起点とし、同所から町道537号を北東に進み町道538号との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道77号との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(31) 三浦半島特定猟具使用禁止区域（銃器）

横須賀市、逗子市、三浦市及び三浦郡葉山町のうち、海岸線と同市南下浦町金田のから池地内農業用水路との交点を起点とし、同所から同水路を南西に進み県道上宮田金田三崎港との交点に至り、同所から同県道を南に進み三浦市道21号との交点に至り、同所から同市道を西に進み同市道850号との交点に至り、同所から同市道を北に進み同市道795号との交点に至り、同所から同市道を北に進み三浦市道18号との交点に至り、同所から同市道を東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北に進み三浦市道729号との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道134号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み三浦市道303-2号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み三浦市道303-1号との交点に至り、同所から同市道を西に進み三浦市道318号との交点に至り、同所から同市道を北に進み三浦市道310-3号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み三浦市道5号との交点に至り、同所から同市道を南に進み国道134号との交点に至り、同所から同国道を西に進み三浦市道3号との交点に至り、同所から同市道を西に進み三浦市道341号との交点に至り、同所から同市道を北に進み三浦市道342号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み三浦市道4号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み京浜急行電鉄久里浜線との交点に至り、同所から同鉄道を南西に進み三浦市道416-3号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み三浦市道410号との交点に至り、同所から同市道を北に進み三浦市道1947号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み三浦市道382-1号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み三浦市道382-2号との交点に至り、同所から同市道を東に進み三浦市道382-8号との交点に至り、同所から同市道を東に進み三浦市道382-11号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み三浦市道382-2号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み三浦市道4号との交点に至り、同所から同市道を北に進み三浦市道373号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み三浦市道371号との交点に至り、同所から同市道を北に進み三浦市道9号との交点に至り、同所から同市道を東に進み三浦市道357号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道武上宮田との交点に至り、同所から同県道を南東に進み三浦市道123号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み三浦市道79号との交点に至り、同所から同市道を北に進み三浦市道6号との交点に至り、同所から同市道を東に進み三浦市道118号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み三浦市道117号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み三浦市道114号との交点に至り、同所から同市道を南に進み三浦市道111号との交点に至り、同所から同市道を南に進み三浦市道6号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み京浜急行電鉄久里浜線との交点に至り、同所から同鉄道を北東に進み横須賀市道3109号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み横須賀市道3115号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み横須賀市道2663号との交点に至り、同所から同市道を南に進み横須賀市道3121号との交点に至り、同所から下田橋とを結んだ線を北に進み横須賀市道3116号との交点に至り、同所から同市道を北に進み横須賀2659号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市街化調整区域と市街化区域の境との交点に至り、同所から同境界線を東に進み横須賀市道3134号と横須賀市道2654号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み横須賀市道3133号との交点に至り、同所から同市道を西に進み横須賀市道3122号との交点に至り、同所から同市道を西に進み横須賀市道3056号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み横須賀市道3145号との交点に至り、同所から同市道を西に進み横須賀市道3116号との交点に至り、同所から同市道を北に進み横須賀市道3183号との交点に至り、同所から同市

道を北に進み横須賀市道3184号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み横須賀市道3180号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み横須賀市道3191号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み横須賀市道3197号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み横須賀市道3123号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み横須賀市道3399号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み横須賀市道3398号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み横須賀市道3360号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道武上宮田との交点に至り、同所から同県道を北に進み市街化調整区域と市街化区域の境との交点に至り、同所から同境界線を南に進み横須賀市農道1号との交点に至り、同所から同農道を南東に進み横須賀市道6692号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み横須賀市道6684号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市街化調整区域と市街化区域の境との交点に至り、同所から同境界線を南に進み横須賀市道6707号との交点に至り、同所から同市道を南に進み横須賀市道6713号との交点に至り、同所から同市道を東に進み横須賀市道6714号との交点に至り、同所から同市道を南に進み横須賀市道3737号との交点に至り、同所から同市道を南に進み横須賀市道3743号との交点に至り、同所から同市道を南に進み横須賀市と三浦市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み三浦市道12号の終点との交点に至り、同所から南東に進み三浦市道295号との交点に至り、同所から同市道を南に進み三浦市道13号との交点に至り、同所から同市道を東に進み三浦市道283号との交点に至り、同所から同市道を東に進み三浦市道283-1号との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道134号との交点に至り、同所から同国道を南に進み三浦市道426-1号との交点に至り、同所から同市道を西に進み三浦市道2011号との交点に至り、同所から北に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北に進み逗子市と鎌倉市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み逗子市と横浜市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み横須賀市と横浜市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み国道16号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み国道134号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み県道浦賀港線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み京浜急行電鉄線浦賀駅前において県道観音崎環状線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み横須賀市東浦賀町一丁目と同市浦賀町四丁目との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域から神武寺鳥獣保護区、大楠山鳥獣保護区、大明時鳥獣保護区、二子山鳥獣保護区、田浦大作鳥獣保護区、小松ヶ池鳥獣保護区、一色鳥獣保護区及び湘南国際村特定猟具使用禁止区域（銃器）を除いた区域並びに天神島及び笠島の区域

(32) 大観山特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄下郡湯河原町のうち、同町鍛冶屋字辰沢954番地内の箱根航空路監視レーダー局のドーム中心点及びアンテナ塔から半径300メートルの円で囲まれた区域

(33) 座間特定猟具使用禁止区域（銃器）

座間市の全域から県立谷戸山公園鳥獣保護区を除いた区域

(34) 愛川特定猟具使用禁止区域（銃器）

愛甲郡愛川町角田、中津、春日台1丁目、春日台2丁目、春日台3丁目、春日台4丁目及び春日台5丁目の市街化区域のうち、同町大字角田字新戸根3,512番と同3,514番と同3,520番との交点を起点とし、同所から県道相模原大磯と県道中野厚木との交点とを結んだ線と中津川東風致地区の区域の境界線との交点に至り、同所から市街化区域の境界線を南東に進み同町と厚木市の境界線との交点に至り、同所から同風致地区の区域の境界線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域及び県道太井上依知と同町と同市との境界線と市街化区域の境界線との交点を起点とし、同所から市街化区域の境界線を北西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北西に進み同町と相模原市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同町と厚木市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(35) 又野特定猟具使用禁止区域（銃器）

相模原市緑区のうち、同区中野地内の国道413号と市道中野三ケ木との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み市道三ケ木1号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道中野三ケ木との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道三ケ木12号との交点に至り、同所から市道中野三ケ木を東に進み新境橋との交点に至り、同所から同市道を西に進み新境橋との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(36) 平塚大磯特定猟具使用禁止区域（銃器）

平塚市と中郡大磯町のうち、相模川右岸と海岸線との交点を起点とし、同所から同海岸線を西に進み同町と同郡二宮町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み国道271号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道相模原大磯との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道下吉沢4号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道下吉沢5号との交点に至り、同所から同市道を北に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道下吉沢6号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道下吉沢8号との交点に至り、同所から同市道を東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北に進み下吉沢地区と上吉沢地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を北東に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み市道千須谷5号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み市道千須谷7号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み市道片岡26号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道片岡22号との交点に至り、同所から同市道を東に

進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み市道片岡 24 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道片岡 16 号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道片岡 22 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道片岡 19 号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道南金目 18 号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道南金目 17 号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道南金目 21 号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み市道南金目 22 号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道南金目 59 号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み市道南金目 24 号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同市道との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道南金目 59 号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道南金目 25 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道南金目 26 号との交点に至り、同所から同市道を西に進み金目川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を東に進み金旭中学校東側認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を南に進み市道苅川1 号との交点に至り、同所から同市道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道公所大磯との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み市道河内・公所との交点に至り、同所から同市道を南に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み東海道新幹線との交点に至り、同所から同鉄道線を北東に進み市道長持・寺田縄との交点に至り、同所から同市道を北に進み古川との交点に至り、同所から同川を北西に進み市道寺田縄・飯島との交点に至り、同所から市道寺田縄 14 号を北に進み市道寺田縄 16 号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道寺田縄 10 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道寺田縄 36 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み市道寺田縄 15 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道寺田縄 22 号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み鈴川との交点に至り、同所から市道豊田 57 号を南東に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から北に進み市道豊田 74 号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道豊田 56 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道平塚伊勢原との交点に至り、同所から市道豊田 58 号を東に進み同鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を北東に進み国道129 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み市道大神 34 号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大神 69 号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道大神・伊勢原との交点に至り、同所から市道大神66 号を北に進み市道大神41 号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大神 36 号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道大神 46 号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道四之宮・厚木との交点に至り、同所から同市道を北に進み同市と厚木市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み相模川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南に進み起点に至る線により囲まれた区域から大磯城山鳥獣保護区及び大磯町道幹線 22 号と不動川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を北東に進み東海道新幹線との交点に至り、同所から同鉄道線を北東に進み平塚市と中郡大磯町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み高麗山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み東海道本線との交点に至り、同所から同鉄道線を西に進み大磯町道東小磯 23 号との交点に至り、同所から同町道を北に進み大磯町道幹線 16 号との交点に至り、同所から同町道を西に進み大磯町道幹線 17 号との交点に至り、同所から同町道を北に進み血洗川との交点に至り、同所から同川を西に進み同鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を西に進み大磯町道幹線 21 号との交点に至り、同所から同町道を北に進み大磯町道国府本郷西小磯1 号との交点に至り、同所から同町道を北に進み市街化区域と市街化調整区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み大磯町道月京生沢2 号との交点に至り、同所から同町道を北に進み大磯町道幹線 22 号との交点に至り、同所から同町道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域を除いた区域、同市と茅ケ崎市との境界線と相模川左岸堤防との交点を起点とし、同所から同境界線を東に進み同堤防との交点に至り、同所から同堤防を北に進み起点に至る線により囲まれた区域、平塚市のうち、市道出縄 12 号と市道万田根岐間との交点を起点とし、同所から市道万田根岐間を南に進み高麗山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同市と同郡大磯町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み市道出縄 12 号との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線により囲まれた区域、同市のうち、厚木市と高座郡寒川町と平塚市の境界線との交点を起点とし、同所から同町と平塚市との境界線を南に進み同鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を南西に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北に進み厚木市と平塚市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る線により囲まれた区域及び市道大神 53 号と同市と厚木市の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北に進み同市道との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(37) 小田原特定猟具使用禁止区域（銃器）

小田原市のうち、同市と中郡二宮町との境界線と海岸線の交点を起点とし、同所から同海岸線を南西に進み同市と足柄下郡真鶴町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み国道 135 号（旧道）との交点に至り、同所から同国道を北に進み白糸川との交点に至り、同所から同川を西に進み東日本旅客鉄道株式会社二宮－湯河原線送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を北に進み同市根府川と同市米神との境界線との交点に至り、同境界線を東に進み東海道本線との交点に至り、同所から同鉄道線を北西に進み小田原市道 1020 号との交点に至り、同所から同市道を西に進み向山農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み石橋堰川との交点に至り、同所から同川を北東に進み同鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を北に進み宮ノ沢農道との交点に至り、同所から

同農道を南西に進み東海道新幹線との交点に至り、同所から同鉄道線を北東に進み市街化区域と市街化調整区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み石垣山農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み二ノ湯80号鉄塔へ至る送電線路との交点に至り、同所から同送電線路を東に進み二ノ湯80号鉄塔へ至り、同鉄塔から早川1,355番地の8内の民有道を見通した直線上を東に進み同道に至り、同所から同道を南に進み広石農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み石垣山農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み石垣山愛護林鳥獣保護区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み箱根ターンパイクとの交点に至り、同所から同道路を北東に進み小田原市道1061号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み小田原市道1080号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み早川中央排水路との交点に至り、同所から同排水路を西に進み国道小田原厚木道路との交点に至り、同所から同国道を南西に進み早川との交点に至り、同所から同川を南西に進み小田原市道2390号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み小田原市道2516号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み国道1号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み小田原市道0025号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み小田原市道2378号との交点に至り、同所から同市道を北に進み小田原市道0027号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み小田原市道0028号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み小田原市道0029号との交点に至り、同所から同市道を北に進み国道小田原厚木道路との交点に至り、同所から同国道を北東に進み小田原市道2421号との交点に至り、同所から同市道を西に進み久野川右岸との交点に至り、同所から同川を西に進み小田原市道0033号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み小田原市道2434号との交点に至り、同所から同市道を北に進み小田原市道2435号との交点に至り、同所から同市道を北に進み小田原市道0032号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み日影林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み日向林道との交点に至り、同所から同林道を北東に進み小田原市道0032号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み小田原市道0036号との交点に至り、同所から同市道を西に進み小田原市道0039号との交点に至り、同所から同市道を北に進み小田原市道2467号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み小田原市道0040号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み同市と南足柄市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み小田原市と足柄上郡開成町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同市と同郡大井町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み県道松田・国府津との交点に至り、同所から同県道を南東に進み小田原市道4423号との交点に至り、同所から同市道を北に進み小田原市道4425号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み小田原市道4422号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み同市善我岸と同市上善我との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同市と同郡中井町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同市小竹2,145番地先の下中農道との交点に至り、同所から同農道を南に進み小田原市道5156号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み小田原市道5146号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み小田原市道0080号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み小田原市道0079号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み小田原市小船505番地先に至り、同所から南南西に引いた直線上を進み小田原市道5094号との交点に至り、同所から同市道を西に進み小田原市道0077号との交点に至り、同所から同市道を南に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を南西に進み小田原市道5113号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み小田原市道5112号との交点に至り、同所から同市道を西に進み広域農道小田原中井線との交点に至り、同所から同農道を南に進み小田原市道5010号との交点に至り、同所から同市道を南に進み同市上町と同市前川との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み市街化区域と市街化調整区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み塔台川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北西に進み小田原市道5093号との交点に至り、同所から同市道を北に進み小田原市道5097号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み小田原市道5095号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み小田原市道5094号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道中井羽根尾との交点に至り、同所から同県道を北に進み同県道（旧道）との交点に至り、同所から同県道を東に進み小田原市道5219号との交点に至り、同所から同市道を東に進み小田原市道5217号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み同市と中郡二宮町との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る線により囲まれた区域から酒匂川鳥獣保護区の区域を除いた区域

(38) 小田原湯本ゴルフ場特定猟具使用禁止区域（銃器）

小田原市及び足柄下郡箱根町のうち、小田原湯本カントリークラブの敷地の区域

(39) 厚木特定猟具使用禁止区域（銃器）

厚木市のうち、相模原市と愛甲郡愛川町と厚木市の境界線の交点を起点とし、同所から相模原市と厚木市の境界線を南に進み相模原市と座間市と厚木市の境界線の交点に至り、同所から座間市と厚木市の境界線を南に進み座間市と海老名市と厚木市の境界線の交点に至り、同所から海老名市と厚木市の境界線を南に進み海老名市と高座郡寒川町と厚木市の境界線の交点に至り、同所から同郡寒川町と厚木市の境界線を南に進み平塚市と同郡寒川町と厚木市の境界線の交点に至り、同所から平塚市と厚木市の境界線を西に進み平塚市と伊勢原市と厚木市の境界線の交点に至り、同所から伊勢原市と厚木市の境界線を北西に進み市道1―6愛甲長谷線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道F-194号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道F-182号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道F-168号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道F-178号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道F-173号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道2

―12坊中竹ノ内との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道246号との交点に至り、同所から同国道を北に進み市道G-275号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み小田急電鉄小田原線の線路敷との交点に至り、同所から同線路敷を南西に進み市道2―11宿愛甲片町との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道愛甲石田停車場酒井との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道G-286号との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道愛甲石田停車場酒井との交点に至り、同所から同県道を東に進み国道271号（小田原厚木道路）との交点に至り、同所から同国道を南西に進み市道2―11宿愛甲片町との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1―5片平上落合との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道G-220号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道G-185号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道1―5片平上落合との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道G-187号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道G-69号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道G-201号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道1―4酒井上落合との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道129号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み玉川の酒井橋に至り、同所から市道G-44号を北西に進み市道G-246号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道G-389号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道G-255号との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道271号との交点に至り、同所から同国道を北に進み玉川の新玉川橋を経て玉川左岸堤防に至り、同所から同堤防を北西に進み玉川の金井橋に至り、同橋を経て市道1―11堀合日向川に至り、同所から同市道を西に進み県道伊勢原津久井との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道K-174号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道K-181号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道K-177号との交点に至り、同所から同市道を北に進み鍋割山峠への関東ふれあいの道との交点に至り、同所から同道を北東に進み鍋割山峠に至り、同所から北東に進み市道J-677号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道1―14籏谷上古沢との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道J-694号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道J-1,054号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道J-700号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道J-701号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道J-1,014号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道J-653号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道J-718号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道J-597号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道2―26四辻上古沢との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道1―14籏谷上古沢との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道2―24森の里上古沢との交点に至り、同所から同市道を南に進み県立厚木西高校敷地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み市道J-284号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道1―13愛名森の里との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道J-229号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道J-1,061号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道J-219号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道相模原大磯との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道2―25八ツ橋竹ノ花との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道J-330号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み恩曽川右岸堤防に至り、同所から同堤防を北西に進み市道1―14籏谷上古沢との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道J-378号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道1―9辻戸室との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道2―26四辻上古沢との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道J-564号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道J-782号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道J-771号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道J-762号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道J-766号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道J-813号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道J-819号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道J-815号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道J-816号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道J-815―1号との交点に至り、同所から同市道を東に進み庫裡橋を経て県道厚木清川との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道I-155号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市街化区域と市街化調整区域との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み市道1―15中荻野飯山との交点に至り、同所から同市道を北東に進み荻野川の権現堂橋を経て荻野川左岸堤防に至り、同所から同堤防を北西に進み市道I-562号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道2―35本郷新戸沢と市道I-564号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み国道412号と市道2―36松蔭神線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道H-334号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み市道H-306号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み愛甲郡愛川町と厚木市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み鷹尾山ハイキングコースとの交点に至り、同所から同ハイキングコースを南に進み市街化区域と市街化調整区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み市道1―17鷹尾神線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道相模原大磯との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道H-74号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道H-73号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道H-54号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道H-4号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道2―47中津川右岸北部幹線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み愛甲郡愛川町と厚木市の境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み県道相模原大磯に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域のうち、国道129号と県道厚木愛川津久井との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み県道藤沢座間厚木と市道C-64号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道2―48横須賀水道路との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道C-130号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み県道厚木愛川津久井との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線

により囲まれた区域及び中津川特定猟具使用禁止区域にかかる区域を除いた区域

(40) 谷峨特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡山北町のうち、リバーサカワ・ゴルフクラブの敷地の区域

(41) 震生湖特定猟具使用禁止区域（銃器）

秦野市のうち、市道695号と市道756号との交点を起点とし、同所から山道を南西に進み同市今泉1,768番地、同1,831番地及び同1,943番地を経て同市と足柄上郡中井町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み市道74号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道756号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(42) チェックメイト特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡松田町のうち、チェックメイトカントリークラブの敷地の区域

(43) 二宮特定猟具使用禁止区域（銃器）

中郡二宮町のうち、吾妻山公園鳥獣保護区、生沢・一色特定猟具使用禁止区域及び足柄上郡中井町と中郡二宮町との境界線と県道秦野二宮との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み市街化調整区域と市街化区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み小田原市と同郡二宮町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み足柄上郡中井町と中郡二宮町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域を除いた区域

(44) 共和特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡山北町のうち、町道65号線と町道66号線との交点を起点とし、同所から同町道を北に進み深沢林道との交点に至り、同所から同林道を東に進み町道184号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道65号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み起点に至る線により囲まれた区域並びに足柄上郡山北町皆瀬川のうち字古宿229番から331番までの区域、字舟窪451番から478番までの区域及び字上開戸916番から978番までの区域

(45) 半原田代特定猟具使用禁止区域（銃器）

愛甲郡愛川町のうち、大字半原及び大字田代の市街化区域の区域並びに平山橋と中津川左岸堰防との交点を起点とし、同所から同堰防を上流に進み市街化区域と市街化調整区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る線により囲まれた区域

(46) 南足柄特定猟具使用禁止区域（銃器）

南足柄市のうち、明星林道と塚原林道との交点を起点とし、同所から同林道を北東に進み南足柄市道台門・玉峰線との交点に至り、同所から同市道を東に進み南足柄市道環状2号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み南足柄市道松原線との交点に至り、同所から同市道を北に進み南足柄市道駒千代・狩野線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市街化区域と市街化調整区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み上山下橋との交点に至り、同所から同橋を渡り市街化区域と市街化調整区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み県道御殿場大井線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み東京電力株式会社西相模線送電線の線下との交点に至り、同所から同送電線の線下を北に進み同市と足柄上郡山北町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み県道小田原山北線新大口橋との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道怒田開成小田原線との交点に至り、同所から同県道を北に進み南足柄市道酒匂線との接点に至り、同所から同市道を東に進み同市と同郡開成町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み同市と小田原市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を東に進み東京電力株式会社多古線送電線の線下との交点に至り、同所から同送電線の線下を北西に進み南足柄市道岩原・三竹線との交点に至り、同所から同市道を西に進み岩原農道との交点に至り、同所から同農道を北に進み南足柄市道境橋・グリーンヒル線との交点に至り、同所から同市道を西に進み南足柄市道グリーンヒル中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み矢佐芝川との交点に至り、同所から同川を上流に進み明星林道との交点に至り、同所から同林道を北に進み起点に至る線により囲まれた区域

(47) 金目川特定猟具使用禁止区域（銃器）

平塚市のうち、県道平塚秦野と東海道新幹線との交点を起点とし、同所から同鉄道線を南西に進み金目川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を上流に進み同市と秦野市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み平塚市道南金目16号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道上粕屋南金目との交点に至り、同所から同県道と平塚市道南金目13号線との交点に進み、同所から同市道を北東に進み平塚市道南金目12号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み平塚市道南金目76号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み平塚市道南金目10号線との交点に至り、同所から市街化区域と市街化調整区域の境界線を東に進み平塚市道南金目５号線に至り、同所から同市道を南に進み県道平塚秦野との交点に至り、同所から同県道を東に進み平塚市道南金目２号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み平塚市道南金目３号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み平塚市道南金目４号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み平塚市道片岡11号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道相模原大磯との交点に至り、同所から同県道を南に進み平塚市道片岡14号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み平塚市道片岡６号線との交点に至り、

同所から同市道を南に進み平塚市道片岡７号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道 271 号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み平塚市道片岡２号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み平塚市道片岡 39 号線との交点に至り、同所から市街化区域と市街化調整区域の境界線を東に進み平塚市道寺田縄・飯島線に至り、同所から同市道を西に進み県道平塚秦野との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(48) 松田特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡松田町のうち、同町と同郡山北町との境界線と東名高速道路との交点を起点とし、同所から同高速道路を東に進み国道 246 号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み湯の沢橋に至り、同所から中津川左岸を北西に進み大嵐沢との交点に至り、同所から北に見通した県道神縄畑山との交点に至り、同所から東に進み同郡松田町と秦野市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市街化区域と市街化調整区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同郡松田町と同郡大井町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み酒匂川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北に進み同郡松田町と同郡山北町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線により囲まれた区域

(49) 山北特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡山北町のうち、同町と南足柄市の境界線と県道小田原山北との交点を起点とし、同所から同境界線を西に進み酒匂川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み足柄橋に至り、同所から県道矢倉沢山北を北に進み国道 246 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み皆瀬川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み東名高速道路との交点に至り、同所から同高速道路を東に進み足柄上郡山北町と同郡松田町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み酒匂川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み県道東山北停車場との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道小田原山北との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(50) 開成特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡開成町のうち、酒匂川サイクリングコース特定猟具使用禁止区域を除いた区域

(51) 湘南国際村特定猟具使用禁止区域（銃器）

横須賀市のうち国道 134 号と同市と三浦郡葉山町との境界線の交点を起点とし、同所から同国道を南に進み関根川との交点に至り、同所から同川を東に進み子安橋に至り、同所から関根川を東に進み市道4480 号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道3307 号との交点に至り、同所から同市道を東に進み尾形瀬川との交点に至り、同所から同川を南に進み前田川との合流点に至り、同所から同川を北東に進み大楠山鳥獣保護区との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同市と同町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み国道 134 号との交点に至る線により囲まれた区域

(52) 寸沢嵐特定猟具使用禁止区域（銃器）

相模原市緑区のうち、国道 412 号と市道寸沢嵐反畑線との交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み同区三ケ木と同区寸沢嵐との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み青野原特定猟具使用禁止区域境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同区牧野と同区寸沢嵐の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み谷山国有林境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み国営林道谷山線との交点に至り、同所から同林道を北に進み顕鏡寺私道との交点に至り、同所から同私道を北に進み顕鏡寺の北側に通ずる登山道との交点に至り、同所から同登山道を北東に進み市道関口 11 号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道関口 10 号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市営関山林道との交点に至り、同所から同林道を西に進み東海自然歩道との交点に至り、同所から同歩道を北西に進み県道奥牧野相模湖との交点に至り、同所から同県道を東に進み国道 412 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(53) 萱沼・弥勒寺地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡松田町のうち、町道寄 3 号の弥勒寺地区の起点から同町道を南に進み、町道寄2―2 号との交点に至る区間の町道寄 3 号の道路端から東西それぞれ100 メートル幅の区域

(54) 篠窪特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡大井町のうち、町道 529 号と同町と同郡松田町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北に進み同郡大井町と同郡松田町と秦野市の境界線との交点に至り、同所から同郡大井町と同市の境界線を北東に進み谷川との交点に至り、同所から同川を北西に進み同川の支流の沢との交点に至り、同所から同沢を西に進み町道 534 号との交点に至り、同所から同町道を北に進み篠窪農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み町道 527 号との交点に至り、同所から同町道を南に進み同町大字山田 435 番地１との交点に至り、同所から県道秦野大井線の篠窪すい道山田側出口を見通す線上を西に進み同出口に至り、同所から同県道を南西に進み町道529 号との交点に至り、同所から同町道を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域から三島社鳥獣保護区を除いた区域

(55) 湯河原特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄下郡湯河原町のうち、神奈川県と静岡県の境界線と海岸線との交点を起点とし、同所から同境界線を西に進み西山橋に至り、同所から町道西山線を北に進み大字宮上772 番地の20 地

先に至り、同所から町道古腕ケ沢２号線の起点に向かい北に進み同町道との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道古腕ケ沢12号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道古腕ケ沢２号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道古腕ケ沢１号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道桜山３号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み大字宮上756番地の16地先に至り、同所から同地番沿いに北東に進み大字宮上752番地の１地先に至り、同所から不動沢を北東に進み大字宮上773番地の151地先に至り、同所から里道を南に進み町道台南農林線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道75号との交点に至り、同所から北に進み大字鍛冶屋952番地の２地先の大字鍛冶屋と大字宮上の字境との交点に至り、同所から同地番沿いに南東に進み城堀林道との交点に至り、同所から同林道を西に進み大字城堀400番地の41地先に至り、同所から同地番沿いに北西に進み同林道との交点に至り、同所からハイキングコースを北西に進み大字宮上と大字宮下と大字城堀の字界との交点に至り、同所から同ハイキングコースを北西に進み県道75号との交点に至り、同所から同県道を南西に進み町道台南農林線終点に至り、同所から孫込沢に向かい南に進み大字宮上773番地の６地先に至り、同所から同地番沿いに南に進み孫込農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み宮上５農道の起点に至り、同所から海老山農道の終点に向け北東に進み同農道との交点に至り、同所から同農道を東に進み花咲分譲地西側道路との交点に至り、同所から同道路を北に進み大字宮下737番地の11地先に至り、同所から同地番沿いに東に進み町道旭ケ窪３号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道旭ケ窪２号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道山口７号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み大字宮下703番地の７地先に至り、同所から里道を北に進み大字城堀410番地の１地先に至り、同所から同地番沿いに東に進み太平下農道との交点に至り、同所から同農道を北に進み町道城山線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み大字城堀398番地の14地先に至り、同所から同地番を北東に進み大字鍛冶屋と大字城堀の字界沿いに南東に進み鍛冶屋農免農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み大字鍛冶屋350番地の27地先に至り、同所から里道を北に進み町道吉浜367号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道吉浜215号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み湯河原町幕山公園敷地との交点に至り、同所から同敷地境界線を北西に進み幕山堰堤に至り、同所から同堰堤を北に進み鍛冶屋林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み大字鍛冶屋2,021番地の138地先に至り、同所から同地番沿いに西に進み同林道との交点に至り、同所から同林道を北に進み大字鍛冶屋2,029番地の109地先に至り、同所から大字鍛冶屋2,029番地の１地先沿いに北東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を東に進み大字鍛冶屋2,017番地の16地先に至り、同所から同地番沿いに東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を東に進み町道吉浜４号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み隅石西農道との交点に至り、同所から同農道を北に進み大字吉浜2,021番地の138地先に至り、同所から同地番沿いに東に進み同町と同郡真鶴町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域から城山公園鳥獣保護区及び幕山公園鳥獣保護区を除いた区域

(56) 浅間山特定猟具使用禁止区域（銃器）

小田原市及び足柄上郡大井町のうち、同郡中井町古怒田字大入354番１に設置してある浅間山無線中継所から半径300メートルの円で囲まれた区域

(57) 青野原特定猟具使用禁止区域（銃器）

相模原市緑区のうち、同区青野原の国道413号と梶野沢との交点を起点とし、同所から同沢を南に進み市道青野原９号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道下梶野東開戸との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道青野原10号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道青野原15号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道青野原14号との交点に至り、同所から同市道を西に進み寺入沢林道との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道青野原18号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道青野原19号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道下梶野東開戸との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道413号旧道との交点に至り、同所から同国道を南に進み国道413号青野原バイパスとの交点に至り、同所から同国道を北東に進み若宮沢との交点に至り、同所から同沢を北西に進み同区青野原と同区牧野の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同区牧野と同区寸沢嵐と同区青野原の境界線との交点に至り、同所から同区牧野と同区寸沢嵐の境界線を北に進み県道518号との交点に至り、同所から同県道を東南に進み同区寸沢嵐と同区青野原の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み梶野沢との交点に至り、同所から同沢を南に進み起点に至る線により囲まれた区域

(58) 湯の沢特定猟具使用禁止区域（銃器）

秦野市のうち、国道246号と同市と足柄上郡松田町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北西に進み秦野市道八沢１号線の西端に至り、同所から同境界線を北西に150メートル進んだ点に至り、同所から北東の方向に引いた直線を進み濁沢との交点に至り、同所から北東に直線距離にして50メートルの地点に至り、同所から濁沢に沿って濁沢から50メートルの間隔をとり南東に進み国道246号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線により囲まれた区域

(59) 中津川特定猟具使用禁止区域（銃器）

厚木市及び愛甲郡愛川町のうち、才戸橋下流端から八菅橋上流端までの間の中津川の河川区域

(60) 大井・山田特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡大井町のうち、同町と小田原市との境界線と酒匂川左岸堤防との交点を起点とし、同所から同堤防を北に進み同町

と同郡松田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み市街化区域と市街化調整区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南へ進み大井町道528号との交点に至り、同所から同町道を南へ進み大井町道8号との交点に至り、同所から同町道を南東に進み大井町道23号との交点に至り、同所から同町道を南東に進み大井町道6号との交点に至り、同所から同町道を東に進み大井町道501号との交点に至り、同所から同町道を南西に進み大井町道503号との交点に至り、同所から同町道を南西に進み大井町道4号との交点に至り、同所から同町道を南に進み市街化区域と市街化調整区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同郡大井町と同市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域（了義寺鳥獣保護区の区域を除く。）

(61) 松本上特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡中井町のうち、中井町道松本幹線11号と東名高速道路との交点を起点とし、同所から同高速道路を西へ進み同町と同郡大井町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み大字松本1,168番地と同1,172番地との境界線と農道との交点に至り、同農道を北に進み同1,205番地と同1,224番地との境界線と同町道との交点に至り、同町道を南に進み起点に至る線により囲まれた区域

(62) 立花学園大井総合グランド特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡大井町のうち、大井町道514号と同町と同郡中井町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み同境界線と大字赤田454番31と同454番32の境界線との交点に至り、同所から立花学園敷地境界線を西に進み同455番28と同455番30との境界線と認定外道路との交点に至り、同所から同道路を北に進み起点に至る線により囲まれた区域

(63) 平塚北部特定猟具使用禁止区域（銃器）

平塚市のうち、市道寺田縄16号と市道入野・岡崎との交点を起点とし、同所から同市道を北に進み寺田縄地区と岡崎地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み飯島地区と岡崎地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み片岡地区と岡崎地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み北金目地区と岡崎地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み北金目地区と真田地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み市道北金目6号との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道上粕屋南金目との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道北金目12号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道北金目13号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道北金目24号との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道北金目27号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道南金目39号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道南金目43号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道南金目40号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道南金目39号との交点に至り、同所から同市道を西に進み同市と秦野市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み平塚市と伊勢原市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み善波川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南に進み大根川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南東に進み鈴川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北西に進み平塚市と伊勢原市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み国道271号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南東に進み市道豊田・岡崎との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道豊田57号との交点に至り、同所から同川を横切り市道寺田縄22号に至り、同所から同市道を北西に進み市道寺田縄15号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市街化区域と市街化調整区域の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み市道寺田縄36号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道寺田縄10号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道寺田縄16号との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(64) 中津川塩川滝特定猟具使用禁止区域（銃器）

愛甲郡愛川町にある中津川の宮ヶ瀬ダムえん堤を起点とし、同川を南東に進み同町にある八菅橋との交点に至る河川区域のうち市街化区域を除いた区域

(65) 大磯運動公園特定猟具使用禁止区域（銃器）

中郡大磯町のうち、大磯運動公園の区域

(66) 大島・大神特定猟具使用禁止区域（銃器）

平塚市のうち、県道大島明石とＪＲ東海道新幹線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み県道伊勢原藤沢との交点に至り、同所から同県道を北西に進み平塚市と伊勢原市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み平塚市と厚木市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み市道大神53号との交点に至り、同所から同市道を東に進み平塚市と厚木市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み市道大神36号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大神41号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道大神66号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道大神・伊勢原と市道大神69号との交点に至り、同所から市道大神69号を南西に進み市道大神34号との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道129号との交点に至り、同所から同国道を南に進みＪＲ東海道新幹線との交点に至り、同所から同鉄道線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(67) 中井・鴨沢特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡中井町のうち、県道平塚松田線と鴨沢地区の足柄採石の

採石場との交点を起点とし同所から農道を南西に進み同町と同郡大井町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み県道平塚松田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(68) 大井・赤田特定猟具使用禁止区域（銃器）

足柄上郡大井町のうち、大字赤田４５４番地３４と中井町境界線との交点を起点とし、同所から農道を西に進み、大字赤田４３４番地の交点に至り、同所から沢を北西に進み、大字赤田４６０番地の交点に至り、同所から農道を西に進み大字赤田４８２番地との交点に至り、同所から町道５０９号線を北西に進み、大字赤田５０３番地の交点に至り、同所から町道５０９号線を北東に進み、大字赤田６２０番地の交点に至り、同所から農道を西に進み、大字赤田６８７番地の交点に至り、同所から町道５１３号線を北に進み、町道6号線と町道５１４号線との交点に至り、同所から町道５１４号線を東に進み、大字赤田７９３番地との交点に至り、同所から農道を北東に進み、大字赤田１０６１番地と大井町と中井町との境界線との交点に至り、同所から中井町境界線を南に進み、起点に至る線により囲まれた地域から、立花学園総合グラウント特定猟具禁止区域を除いた区域

(69) 伊勢原市総合運動公園特定猟具使用禁止区域（銃器）

伊勢原市のうち、県道相模原大磯と伊勢原市道 628 号線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み上粕屋排水路との交点に至り、同所から同排水路を北西に進み伊勢原市道 620 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み伊勢原市道52 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北に進み同市と厚木市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み伊勢原市道 835 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み伊勢原市道53 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み伊勢原市道 833 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み伊勢原市道53 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み伊勢原市道 629 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み伊勢原市総合運動公園の敷地境界線との交点に至り、同所から同敷地境界線を西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(70) 鳥屋特定猟具使用禁止区域（銃器）

相模原市緑区のうち、県道鳥屋川尻と同区大字鳥屋と同区大字青山の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進み電源開発株式会社佐久間東幹線送電線線下との交点に至り、同所から同送電線線下を西に進み同送電線 382 号鉄塔に至り、同所から北岸林道鳥居原橋を見通す直線を西に進み同橋に至り、同橋から北岸林道を北西に進み市道日影開戸鳥居原との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道伊勢原津久井との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道鳥屋21 号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道荒井早戸との交点に至り、同所から同市道を南に進み荒井林道との交点に至り、同所から同林道を南に進み丹沢大山国定公園区域界との交点に至り、同所から同区域界を北西に進み東京電力株式会社新多摩線送電線線下との交点に至り、同所から同送電線線下を北に進み茨菰山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み同区大字青野原と同区大字鳥屋の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み仙洞寺鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み同区大字青山と同区大字鳥屋の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(71) 万台こゆるぎの森特定猟具使用禁止区域（銃器）

中郡大磯町のうち、万台こゆるぎの森の区域

(72) 宮ヶ瀬特定猟具使用禁止区域（銃器）

愛甲郡清川村のうち、同村と相模原市の境界線と相模原市営北岸林道の落合トンネルとの交点を起点とし、同所から同境界線を東に進み同林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(73) 煤ヶ谷特定猟具使用禁止区域（銃器）

愛甲郡清川村のうち、県道厚木清川と村道下舟沢との交点を起点とし、同所から同村道を南東に進み村道舟沢との交点に至り、同所から同村道を西に進み県道厚木清川との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線により囲まれた区域、県道厚木清川と村道舟沢との交点を起点とし、同所から同村道を南西に進み村道蓮久寺との交点に至り、同所から同村道を南東に進み村道操矢の原上道との交点に至り、同所から同村道を南西に進み県道厚木清川との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線により囲まれた区域、県道厚木清川と村道北の垣戸との交点を起点とし、同所から同村道を南西に進み村道金門との交点に至り、同所から同村道を南西に進み村道寺道との交点に至り、同所から村道別所終点を見通す直線を北に進み同所に至り、同所から同村道を東に進み県道伊勢原津久井との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同道と県道厚木清川との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域及び県道伊勢原津久井と村道山岸外周との交点を起点とし、同所から同村道を北西に進み村道根岸門原との交点に至り、同所から同村道を北西に進み村道根岸北道との交点に至り、同所から同村道を東に進み村道山岸外周の交点に至り、同所から同村道を北西に進み村道谷太郎との交点に至り、同所から同村道を北東に進み県道伊勢原津久井との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

4　特定猟具使用禁止区域（わな）

該当なし

５　指定猟法禁止区域

(1)　酒匂川上流域鉛散弾規制地域

足柄上郡山北町のうち、静岡県と神奈川県との県境と国道246号との交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み東名高速道路との交点に至り、同所から同高速道路を南西に進み同県境との交点に至り、同所から同県境を北に進み起点に至る線により囲まれた区域